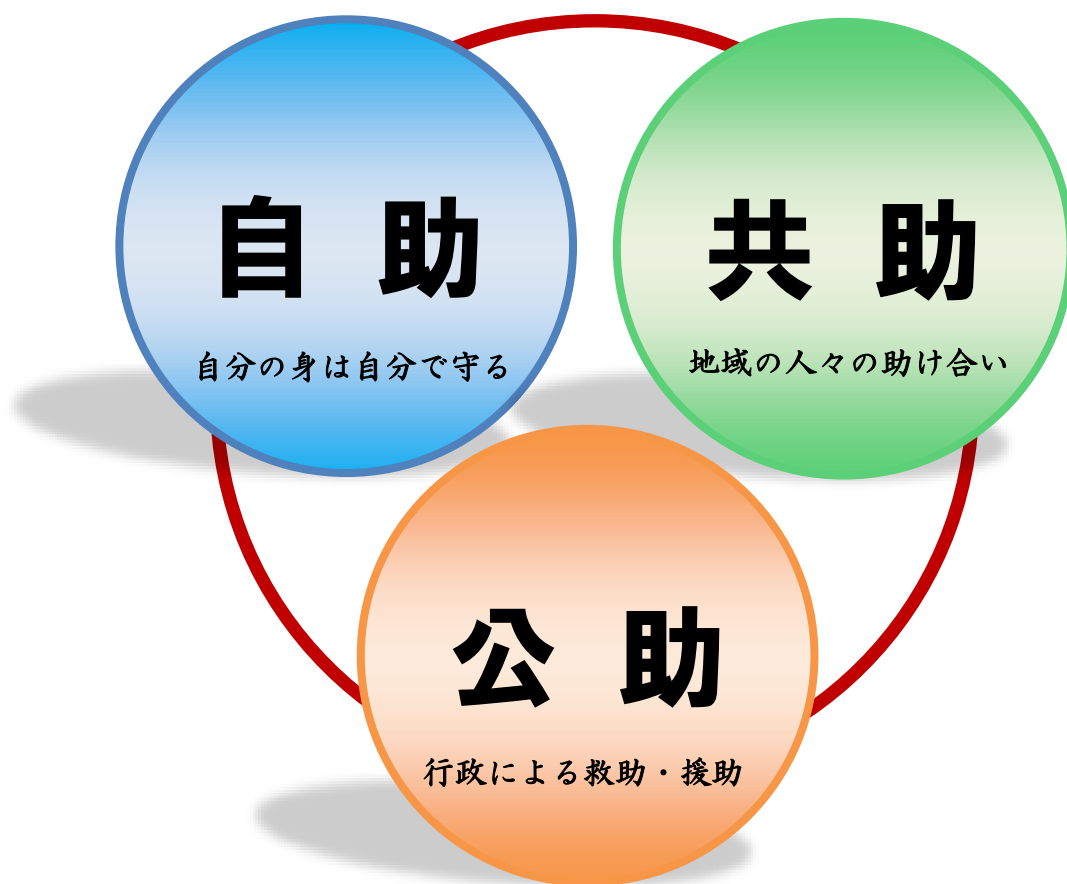


坂出市地域防災計画

風水害等対策編

(令和7年2月修正)



坂出市防災会議

第2編 風 水 害 等 対 策 編

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	2
第2節 被害想定（風水害）	5
第2章 災害予防計画	8
第1節 洪水等予防計画	9
第2節 高潮等災害予防計画	14
第3節 海上災害予防計画	17
第4節 航空災害予防計画	18
第5節 鉄道災害予防計画	19
第6節 原子力災害予防計画	20
第7節 大規模火災予防計画	22
第8節 林野火災予防計画	23
第9節 避難体制整備計画	24
第3章 災害応急対策計画	31
第1節 活動体制計画	32
第2節 気象情報等伝達計画	53
第3節 避難計画	63
第4節 海難等災害対策計画	71
第5節 海上大量流出油等災害対策計画	74
第6節 航空災害対策計画	77
第7節 鉄道災害対策計画	79
第8節 原子力災害対策計画	81
第9節 大規模火災対策計画	85
第10節 林野火災対策計画	86
第11節 局地の大雨対応計画	87

第1章

総 則

第1節 目的

「坂出市地域防災計画」(以下「市計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第42条の規定に基づき、坂出市(以下「市」という。)の住民生活に影響をおよぼすおそれのある自然災害および事故災害に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧に関し、市、香川県(以下「県」という。)、防災関係機関および住民等が処理すべき事務または業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

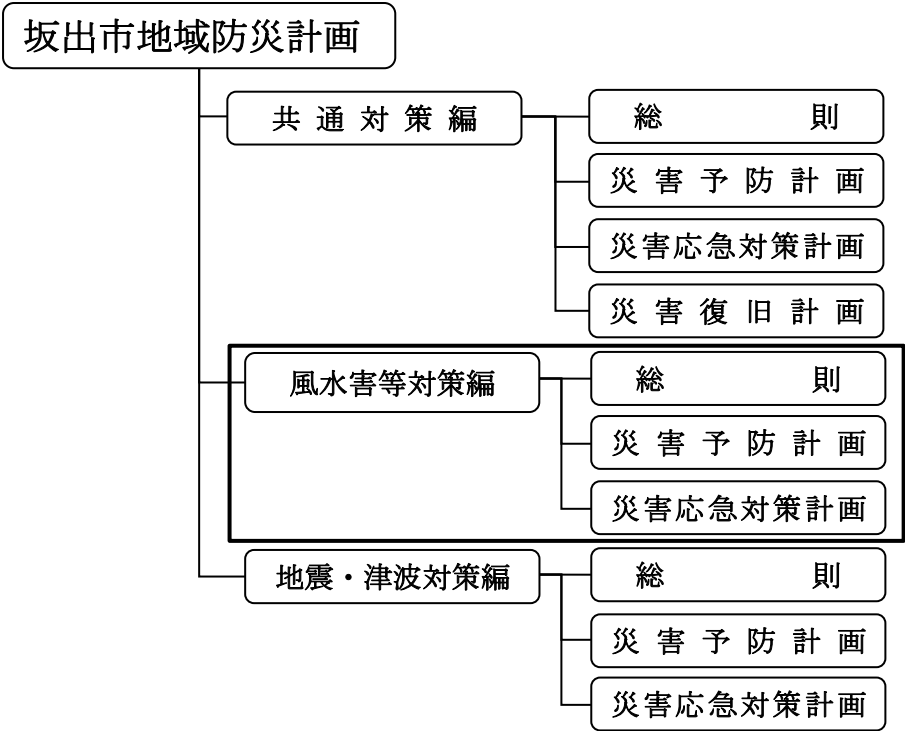
また、市計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。)第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものとし、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項等を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

1 市計画の構成

災対法第42条の規定に基づき、坂出市防災会議(以下「防災会議」という。)が策定する市計画は、この「風水害等対策編」のほか「共通対策編」および「地震・津波対策編」の3編で構成する。

風水害等対策編には、地震・津波を除く自然災害および事故・火災に関する対応を記載しており、風水害等対策編を活用する場合は、あわせて共通対策編を活用する。

風水害等対策編は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画を各章としている。



また、項目によっては市が実施する事項以外の県等関係機関の災害予防および災害応急対策も併せて記載している。

なお、節ごとに担当する部課等を示すが、記載順については、第3章第1節「活動体制計画」の【別表2】の順に記載している。また、必要に応じて項目ごとに担当する部課等を記述しているが、主担当以外の部課を省略している。

2 坂出市強靱化計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法(強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法)第13条の規定により策定された国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有し、国土強靱化に関しては、「地域防災計画」の上位計画であり、そこで示された指針に基づき必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があるため、国土強靱化に関する部分については、坂出市強靱化計画の基本目標である、

- (1) 市民の命を守る
- (2) 市と地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持する
- (3) 市民の財産と公共施設の被害を最小化する
- (4) 迅速な復旧・復興体制整備を行う
- (5) 香川県の防災拠点の一つとして役割を果たす

を踏まえ、この計画の作成およびこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

3 他の計画との関係

市計画は、国の防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画および「香川県地域防災計画」(以下「県計画」という。)を基準として、共通する計画については県計画を準用し、その範囲内において作成するものとする。特に、県、県警察本部、高松海上保安部(坂出海上保安署)その他関係機関の災害予防、災害応急対策および災害復旧に関しては、県計画から引用するものとする。

水防法(昭和24年法律第193号)第32条第1項に基づく「坂出市水防計画」を変更する場合、および離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第3項に基づく本市に係る「離島振興計画」の案を作成する場合は、この計画と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。

4 災害の想定と防災計画作成の基礎資料

市計画は、県計画において想定された災害、または過去の災害による被害等を基に、本市の気象、地勢、地質、その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し作成した。

5 計画の習熟等

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、市、防災関係機関および住民等は、平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め、災害対策の推進体制を整えるものとする。

6 市計画の周知徹底

市計画は、市職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるものとする。

7 住民すべてによる防災対策の推進

被害の軽減には、自らの身の安全は自分で守る「自助」、自らの地域は地域住民が助け合って守る「共助」が特に重要であり、それらが行政による「公助」との連携および協働のもと、災害の種類や規模に応じて、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせるなど、多様な視点を反映した防災対策を実践する必要があるため、市計画のうち特に必要と認める事項については、住民にも広く周知し、住民すべてによる防災対策の推進を図るものとする。その際、災害

時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視して対策することが重要である。

また、市は、自らの防災対策の実施状況の定期的な点検・県への報告を通し、取り組むべき課題を明らかにするとともに、香川県防災対策基本条例(平成18年条例第57号)に規定される県民防災週間等の機会を捉え、住民等に対し防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

- (1) 住民は「自らの命は自ら守る」意識を持って、住民自らの判断で避難行動をとり、市は、それを全力で支援するという住民主体の取り組みを推進します。
- (2) 住民が留意すべき事項
 - ① 市が住民一人一人の状況に応じた避難情報を提供することは困難です。
自然の驚異が間近に迫っているとき、市が一人一人を助けに行くことはできません。
 - ② 市は万能ではありません。住民自らの命を市に全て委ねてはいけません。
 - ③ 避難するかしないか、最後は住民の判断です。自らの命は自ら守るしかありません。
 - ④ 今、避難しなければ自分や家族など大事な人、避難支援関係者などの命が失われるという意識を忘れてはいけません。
 - ⑤ 自然災害は決して他人ごとではありません。
気象現象は、今後更に激甚化し、いつ、どこで大規模な災害が発生してもおかしくありません。
 - ⑥ 災害に関心を持ってもらいたい。
避難の呼びかけ、一人では避難が困難な人への援助等、住民相互に助け合う気概が重要です。

8 市計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議に諮りこれを修正するものとする。なお、軽微な修正についてはこの限りではない。

第2節 被害想定（風水害）

1 外水氾濫

河川の堤防を超えて水が溢れる場合、または河川堤防の決壊により水が溢れる場合の、本来河道を流れる水が河道の外に溢れ出すことを外水氾濫という。国および県が綾川、大東川および土器川について、水防法に基づき洪水浸水想定区域を指定し洪水浸水想定区域図を公表している。

(1) 綾川

綾川水系綾川洪水浸水想定区域図は、県が水防法第14条第1項の規定による想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定(令和2年3月)に伴い作成したもので、洪水浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に想定される水深等が示されている。この洪水浸水想定区域等は、指定時点の綾川の河道および洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(24時間雨量696mm)に伴う洪水等により、綾川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものであり、洪水浸水想定区域図のほか、浸水継続時間図、家屋倒壊等氾濫想定区域図も作成されている。

また、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね70年に1回程度起こる大雨(綾川流域24時間総雨量290mm)が降ったことにより、綾川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものもある。

なお、これらシミュレーションの実施にあたっては、支派川の氾濫、想定を超える降雨、高潮、内水による氾濫等は考慮されておらず、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。綾川の浸水想定図は、氾濫水が広範囲に拡散する拡散型氾濫である。一般に扇状地など低平地面積が広い氾濫原で見られ、破堤部の周辺以外では流速は比較的遅い。

浸水想定区域は、山沿いや沿岸部の一部を除く市内全域におよび、その大半の浸水深が0.5～3mであり、その浸水も長いところで3日以上継続すると予想されている。また、浸水想定区域内には、多くの指定避難所があるため、決壊が予想される場合等は、避難所である体育館ではなく、校舎の2階以上に避難させる、またはあらかじめ浸水想定区域外の避難所へ避難する等の対策が必要である。

(2) 大東川

大東川水系大東川洪水浸水想定区域図は、県が水防法第14条第1項の規定による想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定(令和2年3月)に伴い作成したもので、洪水浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に、想定される水深等が示されている。この洪水浸水想定区域等は、指定時点の大東川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(1日間の総雨量726mm)に伴う洪水等により、大東川が氾濫した場合の状況をシミュレーションにより予測したものであり、洪水浸水想定区域図のほか、浸水継続時間図、家屋倒壊等氾濫想定区域図も作成されている。

また、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね50年に1回程度起こる大雨(大東川流域1日間総雨量335mm)のシミュレーションでは、市域に洪水の影響は予測されていない。

なお、これらシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮および内水による氾濫等は考慮されていないので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

大東川の浸水想定図は、流下型氾濫である。一般的に谷底平野などの氾濫原勾配の大きい

または平地面積が小さい氾濫原で見られ、高水深、高流速で氾濫水が流下する場合が多く、家屋が流出するほどの大きなエネルギーが発生する可能性がある。つまり、浸水深が浅い場所でも速い流れに足を取られる可能性があるため、氾濫が予想される場合には、川津町においては一刻も早く浸水想定区域から離れることが重要である。

(3) 土器川

土器川水系土器川洪水浸水想定区域図は、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所が水防法第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域の指定(平成28年12月)に伴い作成したもので、洪水浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に想定される水深等が示されている。

洪水浸水想定区域等は、指定時点の土器川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模の降雨(6時間総雨量356mm)に伴う洪水等により、土器川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものであり、洪水浸水想定区域図のほか、浸水継続時間図、家屋倒壊等氾濫想定区域図も作成されている。

また、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね100年に1回程度起こる大雨(土器川流域の6時間総雨量254mm)のシミュレーションでは、市域に洪水の影響は予測されていない。

なお、これらシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨越える規模の降雨による氾濫、高潮および内水による氾濫等を考慮されていないので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。想定最大規模においては、土器川堤防の決壊により丸亀市飯山町に溢れた水が土地の高低差により飯野山の南東から東側を通り、大東川流域を流下するため川津町において浸水想定されている。

土器川の洪水浸水想定図は、氾濫水が広範囲に拡散する拡散型氾濫であり、流速は遅いと考えられるが、この状況では大東川流域にも相当量の降雨が予想される。また、大東川の氾濫と併せた浸水想定がされていないため予想は困難であるが、川津町では流下型氾濫となり流速が速い可能性がある。

[参考資料]

第3章 被害想定図等

2 内水氾濫

河道の中を流れる水が溢れることが外水氾濫と呼ばれるのに対し、堤防で守られた内側で排水が十分に機能せず堤防の無い小規模な河川や側溝等から水が溢れ低地に溜まることを内水氾濫と呼ぶ。内水氾濫の浸水区域の予想は困難であるが、平成16年台風23号による浸水被害はその大部分が内水氾濫であったと考えられることから、その浸水区域を参考とすることは可能であると思われる。流速は遅いが、外水氾濫よりも早く発生し、道と河川・側溝等との境を分かりにくくする。また、道路上に落ちているものを見づらくするため、避難の際には十分な注意を要する。夜間で街灯の無い暗い地区で、外水氾濫等他の危険が無い場合は無理に避難をせず、自宅の2階等高所であることも重要である。

なお、本市においては、夏から秋にかけての発生が多い雷雨等に伴い10分雨量が10mm程度に達した場合は、強い降雨の継続時間や側溝等の清掃状況にもよるが、排水能力が追いつかず、側溝等から水が溢れ始める場合があるため、雷注意報に大雨・洪水注意報が追加発表された場合等、強い雨雲の接近が予想される場合は、インターネットの防災関連ページの雨雲レーダーにより、強い雨雲の移動履歴および今後の予想を監視する等の警戒が必要である。

[参考資料]

第2章 災害に関する記録等

3 土砂災害・山地災害

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、平成23年1月に土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域(イエロー)に指定した。その後の再調査に基づき、平成25年12月には、建物が破壊され住民に大きな被害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域(レッド)を指定するとともに、土砂災害警戒区域(イエロー)、平成27年12月には土砂災害警戒区域(地すべり・イエロー)を新たに指定した。

山地災害の危険箇所を示すものとしては、県が作成した山腹崩壊危険地区および崩壊土砂流出危険地区の山地災害危険地区図がある。

土砂災害等に関しては、発生してから避難することは非常に困難であるため、気象情報等に注意して早めに避難することが重要である。また、住民から前兆現象を発見した旨の通報があった場合は即避難するよう促すことも重要である。

[参考資料]

第3章 被害想定図等

4 高潮

高潮浸水想定区域図は、県が水防法第14条の3の規定による想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生することによる高潮浸水想定区域の指定(令和3年3月)に伴い作成したもので、高潮浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に想定される浸水深等が示されている。この高潮浸水想定区域等は、最悪の事態を想定し、中心気圧は日本に上陸した既往最大台風である「室戸台風」移動速度は「伊勢湾台風」により、県内各地区に大きな影響を与える複数の経路を設定し、堤防・水門等は設計条件に達した段階で決壊するものとして高潮シミュレーションにより予測したものであり、高潮浸水想定区域図のほか、浸水継続時間図も作成されている。

なお、これらシミュレーションの実施にあたっては、台風等により高潮が発生する状況では、同時に降雨も想定されるため、河川整備の目標とする降雨による洪水が同時に発生した場合を想定して予測している。この予測は、現在の科学的知見を基に過去に発生した台風から設定したものであり、これよりも大きな高潮が発生しないというものではない。

このような高潮が発生した場合は流速が早くなり漂流物が多くなるため、早めの避難が重要で、避難が遅れた場合は近くの堅牢な建物の2階以上へ避難し漂流物の衝突に注意する必要がある。

[参考文献]

2004年の台風16号(Chaba)による瀬戸内海における高潮の発生メカニズム(日本気象学会)

[参考資料]

第2章 災害に関する記録等

第2章

災害予防計画

第1節 洪水等予防計画

内水および外水の氾濫による洪水、浸水等による災害を防止するため、流域治水に基づき、各種河川工事および下水道事業における雨水排除対策を進めるとともに、維持管理の強化と併せて、洪水ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。

主な実施担当：市(危機管理課、財務課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、産業観光課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、施設所管課)、県、四国地方整備局、高松地方気象台

1 現況

本市には、二級河川が13河川(玉川水系、野田川水系、青海川水系、綾川水系、大束川水系の5水系)、準用河川が1河川(不動川水系)あり、このうち二級河川は県が管理し、準用河川および法適用外の普通河川については、市が管理している。

これらの河川において、水防上緊急度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

また、排水ポンプの整備等が進んでいるとはいえ、海岸線の方が高いため、雨水等が溜まりやすく、排水能力以上の集中豪雨により、内水による被害が発生しているため、所管する公共下水道について、事業計画(雨水)に基づき下水道施設の整備を行っている。

なお、県は、県内の地形等を考慮して7つの圏域に分割したうえで、ハード・ソフト両面から流域治水を推進するために必要なさまざまな対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を策定し取り組んでいる。

2 実施内容

(1) 河川工事の実施(建設課)

河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置および運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。

① 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは、ただちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限にとどめるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

② 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸等を行うとともに、上流ダム群等の整備により洪水調整を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

③ 治水施設の設置および運営

河川管理者は、水門、堰、ダム等の治水施設の設置および運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。また、運営にあたっては、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努める。

④ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、多重無線やテレメータ雨量計、水位計などの観測機器の配備を中心とした水防情報システムの整備等を推進するとともに、適切な運用に努める。

(2) 雨水出水対策工事の実施(都市整備課)

① 排水設備等の整備

市の公共下水道事業計画に基づき、雨水排除施設である管渠の整備を、内水による被害

が予想される地域について、排水ポンプ等の整備に努める。

② 雨水貯留・浸透態勢の整備

市は、排水路等へ流れ出る雨水の量を減少させるため、校庭、公園または運動施設等市有施設の地下等を利用した雨水一時貯留施設および雨水浸透柵の整備等の対策の実施・検討または普及に努める。

(3) 水災防止対策の実施(危機管理課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、産業観光課、農林水産課、建設課、都市整備課)

国(国土交通省)、県および市は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位周知河川(以下「洪水予報河川等」という。)および水防警報河川の指定や洪水浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供および災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう努めるとともに、消防団等の育成・強化により水災防止対策を推進する。

① 洪水災害対策

ア 洪水予報河川の指定

国(国土交通省)または県は、流域が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「洪水予報河川」に指定し、洪水のおそれがあるときは、高松地方気象台と共同で洪水予報を発表して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。

イ 洪水に関する水位周知河川の指定

県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「水位周知河川」に指定し、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位または流量を示して、ただちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。

また、水位周知河川等以外のその他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

ウ 水防警報河川の指定

国(国土交通省)または県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「水防警報河川」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

エ 避難指示等の発令基準の設定

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険をおよぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

国(国土交通省)および県は、これらの基準および対象区域の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

オ 洪水浸水想定区域の指定

国(国土交通省)または県は、洪水予報河川等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域(参考資料 12-8)」として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに関係市町の長に通知する。

現在、本市に關係する河川では、国により土器川が「洪水予報河川」、「水防警報河川」に、県により綾川および大東川が「水位周知河川」、「水防警報河川」に指定されており、それぞれの河川の浸水想定区域図が公表されている。

県は、洪水予報河川等以外のその他河川についても、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に洪水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するため、優先順位の高い河川から洪水浸水想定区域図の作成について検討を行うものとする。

② 雨水出水災害対策

ア 雨水出水に係る周知排水施設等の指定

市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当の損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、その状況を直ちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて住民に周知する。

イ 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るための公共下水道等の排水施設、特定都市河川流域内において存在している公共下水道等の排水施設および雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合、または排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を「雨水出水浸水想定区域」として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

③ 気象レーダー、周辺市町雨量の監視

市は、大雨、洪水、雷の3つの注意報が同時に発表された場合は、大雨警報が発表されていなくても、インターネット等を通じて気象レーダーにより雨量および雨雲の進行方向を監視する。また、気象レーダーに時間雨量 50 mm以上の雨雲があり、今後の進路予想において、その領域が本市に接近する可能性がある場合、県ホームページの防災気象情報システムまたは砂防情報システムにより、他市町の 10 分間雨量を監視する。特に、雨雲が中国山地または四国山地を經由せず、西方より接近してくる場合は注意を要する。

④ 浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 市地域防災計画における措置

(ア) 市地域防災計画において定める事項等

市(危機管理課)は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として市が行う洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を参考資料12-16に定める。

市は、避難のために住民が必要な事項を、インターネット、ハザードマップの配布その他の方法により、住民に周知する。洪水浸水想定区域内に居住地等のある住民は、洪水予報等の情報の所在を自ら把握し、普段から避難方法、避難場所等を定めておくよう努める。

(イ) 市地域防災計画において名称および所在地を定める施設

市は、洪水浸水想定区域内に地下街等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保および洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの、または大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参酌して、市の条例で定める用途および規模に該当し、所有者または管理者から申し出のあった施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものについて、参考資料12-16にその施設名称および所在地を規定し、当該施設の所有者または管理者等に対する伝達方法を定める。

また、当該施設の所有者または管理者から提出された避難確保計画および避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

イ 市地域防災計画に名称および所在地を定められた施設の所有者または管理者等における措置

(ア) 地下街等および要配慮者利用施設の所有者または管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等および要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

なお、現時点において、洪水等浸水想定区域内に地下街等はない。

(イ) 大規模工場等の所有者または管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称および所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織等の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成および浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

なお、現時点において、洪水等浸水想定区域内に大規模工場等はない。

⑤ 洪水ハザードマップの作成・普及の促進

洪水ハザードマップは、住民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう各種情報を提示するものである一方、緊急時には、一目で自分のいる場所での避難行動が判別できる必要もあることから、生命・身体に直接影響をおよぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等は、特に早期かつ確実に、避難することが必要である。

このことから、市において、これらの区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として適切に設定し、洪水ハザードマップに表示するよう努める。

市(危機管理課)は、国(国土交通省)または県の技術的な支援を受け洪水ハザードマップの更新・普及に努める。

⑥ 雨水出水による浸水実績、浸水想定区域の公表および民間との連携

市は、雨水出水による浸水実績、浸水想定区域を公表し、雨水出水時の避難体制の整備等を行う。また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

⑦ 交通統制のための体制整備

市(危機管理課、財務課、税務課、建設課、港湾課、都市整備課)は、冠水が予想される道路およびアンダーパス等について、通行止め等の交通統制を行うため、バリケード、誘導灯、ヘルメット、反射材付ベスト等の資機材を整備するとともに、県警察と連携を図ることのできる体制作りに努める。

⑧ 土のう等の準備

局地的大雨等は、雨が降り始めてから土のう等を準備しても間に合わないため、住民等は、自衛手段として土のうおよび身近な物を使用した土のう代替品の作成方法等を理解しておくとともに、個人または自主防災組織、自治会等の組織で土のう袋を準備しておくよう努める。

⑨ 水防活動に従事する消防団の育成・強化

市は、青年層・女性層の団員への参加促進等、消防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで、水防活動の担い手を確保し、その育成および強化を図る。

⑩ 大規模氾濫減災協議会

水災については、国(国土交通大臣)および知事が組織する気象変動を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「土器川流域治水協議会」、「香川県大規模氾濫等減災協議会」、「流域治水分科会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

⑪ ダム洪水調節機能協議会

県は、水害の激甚化を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、事前放流を適切に実施できるよう努めるとともに、事前放流の取組みをより効果的に実施するため、「ダム洪水調節機能協議会」を組織し、洪水調節機能の向上を図るための協議等を行う。

(4) 災害協定等の締結

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努める。

[参考資料]

- 第2章 災害に関する記録等
- 第4章 防災上注意すべき区域等
- 第6章 気象関係
- 第12章 避難関係
- 第15章 要配慮者関係

第2節 高潮等災害予防計画

高潮等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を行い、海岸および背後地の保全を図る。

主な実施担当：市(危機管理課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課)、県

1 現況

本市には、瀬戸内海に面した延長約76kmにおよぶ海岸線があり、農林水産省(漁港、農地海岸)および国土交通省(港湾区域およびその他の海岸)がこれを所管し、市および県等がこれを管理している。

本市では、緊急度の高い地区から順次、高潮対策事業等を実施している。

2 実施内容(危機管理課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課)

(1) 潮位の観測、情報の収集(港湾課)

市は、坂出港に設置している検潮器により潮位を観測する。また、高潮警報発表時等高潮災害が予想される場合は、他の検潮所も含め収集した潮位情報、ならびに国および関係機関の情報を基に、水防上必要があるときは満潮時刻等を示して高齢者等避難、避難指示等を行う。

(2) 海岸工事の実施(農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課)

① 高潮対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

② 侵食対策事業

海岸管理者は、海岸の侵食による被害を防止するため、護岸、突堤等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

③ 補修事業

海岸管理者は、既存の海岸保全施設を適切かつ有効に機能させるため、老朽化、損傷の激しい施設の補修等を行う。

④ 海岸環境整備事業

海岸管理者は、海岸の被害防止と併せて環境を整備するため、離岸堤、護岸、遊歩道、飛沫防止施設等の新設、植栽等を行う。

⑤ 海岸保全施設の維持および修繕

定期的な巡視または点検によって施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、対応が必要な変状が認められた時は、適切な維持・修繕の措置を講じ、海岸保全施設の機能維持を図る。また、今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計画の策定を推進し、維持および修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

(3) 水災防止対策の実施

市が作成した高潮ハザードマップ等の事前情報の提供、県が実施する水防警報海岸、水位周知海岸の指定や高潮浸水想定区域の指定により、水災防止対策を推進する。

① 水防警報海岸の指定

県等は、津波または高潮により相当な損害を生じるおそれがある海岸を「水防警報海岸」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知する。

② 水位周知海岸の指定

県は、津波または高潮により相当な損害を生じるおそれがある海岸を「水位周知海岸」に指定し、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を水防管理者および量水標管理者に通知する。

③ 高潮浸水想定区域の指定

県は、高潮により相当な損害を生じるおそれがある海岸について高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により、氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域(参考資料 12-9)」として指定し、その指定の区域および浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに関係市町に通知する。

④ 避難指示等の発令基準の設定

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、「高潮警報等」が発表された場合、ただちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

国(国土交通省、気象庁)および県は、市町に対し、これらの基準および対象区域の設定ならびに見直しについて、必要な助言を行うものとする。

⑤ 高潮ハザードマップの更新、普及の促進

市(危機管理課)は、国(国土交通省)または県の必要な支援を受け、高潮ハザードマップの更新、普及を促進する。

⑥ 高潮浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 市地域防災計画における措置

(ア) 市地域防災計画において定める事項等

市(危機管理課)は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに水位情報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所および避難路、その他の避難経路に関する事項、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を参考資料 12-16 に定めるとともに、インターネット、ハザードマップの配布その他の方法により、住民に周知する。

(イ) 市地域防災計画において名称および所在地を定める施設

市は、高潮浸水想定区域内の地下街等で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保および高潮時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの、または大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参酌して、市町の条例で定める用途および規模に該当し、所有者または管理者から申し出のあった施設で、その高潮時の浸水の防止を図る必要があると認められるものについて参考資料 12-16 にその施設名称および所在地を定める。

また、当該施設の所有者または管理者から提出された避難確保計画および避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

イ 市地域防災計画に名称および所在地を定められた施設の所有者または管理者等における措置

(ア) 地下街等または要配慮者利用施設の所有者または管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等および要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画および自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

なお、現時点において、高潮浸水想定区域内に地下街等はない。

(イ) 大規模工場等の所有者または管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称および所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織等の業務に関する事項等に関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成および浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。なお、現時点において、高潮浸水想定区域内に大規模工場等はない。

[参考資料]

第2章 災害に関する記録等

第4章 防災上注意すべき区域等

第6章 気象関係

第12章 避難関係

第15章 要配慮者関係

第3節 海上災害予防計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生または船舶からの大量の油もしくは有害液体物質の流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

主な実施担当：市(生活環境課、港湾課、消防本部)、県、警察本部、高松海上保安部、坂出海上保安署、四国地方整備局

1 海上交通の安全確保

高松海上保安部は、海上交通の安全確保等を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。
- (2) 港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備を図る。
- (3) 航路標識の老朽化等対策を行う。

2 資機材の整備等(消防本部)

市、坂出海上保安署、警察本部、関係事業者等は、搜索、救助・救急活動を実施するため、船舶、航空機、潜水器材等の搜索・救助用資機材の整備に努める。また、搜索、救助活動等に関し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

3 大量の油または有害液体物質の大量流出時における防除活動(生活環境課、港湾課、消防本部)

市、坂出海上保安署、県、関係事業者等は、大量の油または有害液体物質が流出した場合に備えて、防除活動および避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス、油吸着材等の防除資機材の整備を図る。また、大量の油または有害液体物質の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

4 防災訓練の実施

坂出海上保安署、関係機関、関係事業者等は、相互に連携して、大規模海難や大量の油または有害液体物質の流出を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 海上災害防止思想の普及等(生活環境課、港湾課、消防本部)

- (1) 坂出海上保安署、関係機関、関係事業者等は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- (2) 市、県等は、油流出事故への対応を迅速かつ的確に行うため、一般財団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして人材育成に努める。

6 海ごみ対策(生活環境課、港湾課)

市、県、四国地方整備局、坂出海上保安署は、大量に流木等が発生した場合に備えて、連絡体制や回収・処理体制の整備を図る。(関係部署：広域行政事務組合)

第4節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害による被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

主な実施担当：市(消防本部、市立病院)、高松空港事務所、高松空港㈱、警察本部

1 防災体制の整備

高松空港㈱は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な消火救難活動が行えるよう、空港内関係機関で構成する消火救難組織の充実強化を図る。また、関係機関との間で、消火救難活動、医療救護活動等に関する協定を結び、それに基づき応援協力体制の充実強化を図る。

2 資機材の整備等(消防本部、市立病院)

市、高松空港㈱、警察本部等は、搜索、救助・救急、医療および消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

- (1) 搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- (2) 救助工作車、照明車等の車両および応急措置に必要な救助用資機材
- (3) 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- (4) 応急救護用医薬品、医療資機材

3 防災訓練の実施

高松空港㈱は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模航空災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第5節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、安全運転の確保、安全施設等の整備、防災体制の整備等を図る。

主な実施担当：市(危機管理課、政策課、消防本部)、四国運輸局、四国旅客鉄道(株)

1 概要

本市には、四国旅客鉄道株式会社の瀬戸大橋線(本四備讃線)と予讃線の2路線があり、四国運輸局の指導のもと防災対策を推進している。

2 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期点検、必要に応じて臨時検査を行う。

3 安全施設等の整備

鉄道事業者は、線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化など安全のための施設の整備を図る。

4 防災体制の整備

鉄道事業者は、災害発生時における復旧要員等の動員および防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置および整備を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

5 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6 連絡協力体制の確立(危機管理課、政策課、消防本部)

鉄道事業者は、市その他の関係機関との連絡体制を確保し、応援体制の確立等を図る。

第6節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質または放射線による被害を防止するため、情報の収集および連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

主な実施担当：市(危機管理課、秘書広報課、生活環境課、けんこう課、農林水産課、消防本部、市立病院、関係部局)、県、警察本部、香川県広域水道企業団、原子力事業者(四国電力㈱、中国電力㈱)、防災関係機関

1 概要

本市に最も近い原子力発電所は、島根県にある島根原子力発電所であり、市境から約140kmの位置にある。次に近い原子力発電所は、愛媛県にある伊方原子力発電所であり、市境から約165kmの位置にある。それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生および拡大防止に努めている。

2 情報の収集および連絡体制の整備

県は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、国、警察本部、市町、原子力事業者、報道機関等との間において、原子力発電所の事故等の正確な情報の収集および連絡体制の整備を図る。

県、市町、警察本部等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、県、市町は、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者および一時滞在者に十分配慮し、整備を図るものとする。

原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し、速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

3 環境放射線モニタリング体制の整備

(1) 平時における環境放射線モニタリングの実施

県は、平時から、環境中の放射性物質または放射線についてのモニタリングを実施し、県内の環境を把握するとともに、原子力発電所の事故等の発生時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

(2) 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

県は、国、市(生活環境課)、町等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

(3) 環境放射線モニタリング機材の整備

県は、平時および緊急時の環境中の放射性物質または放射線による影響を把握するため、環境放射線モニタリング機材を整備する。

(4) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、ホームページ等の活用により住民等に対し、県が実施する環境放射線モニタリングに関する情報を提供する。

4 農作物・飲料水・水道水等の安全性を確保する体制の整備

(1) 検査体制の整備

県は、農作物・飲食物・水道水等を対象とする放射性物質または放射線の検査機材を整備するとともに、検査体制の整備を図る。

(2) 連絡体制の整備(農林水産課)

市、県、水道事業者、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

5 緊急時の保健医療体制の整備(けんこう課、消防本部、市立病院)

県は、国、市、保健医療機関等と連携し、住民等に対する健康相談や身体汚染検査および除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

6 広域的な応援体制の整備(危機管理課)

市および県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査(国からの指示に基づき、避難や一時避難を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査をいう。)および簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

7 知識の普及・啓発(危機管理課)

市、県、原子力事業者は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及・啓発を図る。

第7節 大規模火災予防計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災の発生を未然に防止し、また、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関：市(財務課、建設課、港湾課、都市整備課、教育総務課、消防本部、市立病院、施設管理者)、消防団、県

1 災害に強いまちの形成(建設課、港湾課、都市整備課、消防本部、市立病院)

市および県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、公園、河川、港湾緑地など、骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域および準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場または緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。なお、本市は、坂出駅前の市民広場地下に耐震性防火水槽(飲料水兼用100m³型)を設置している。

2 火災に対する建築物の安全化(財務課、教育総務課、消防本部、市立病院、他施設管理者)

市および事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 多数の人が出入りし、勤務しまたは居住する学校、病院、工場、事業所等の防火対象物等(以下、この節において「防火対象物等」という。)について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。
- (2) 防火対象物等について、防火管理者・防災管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報および避難訓練を行うなど、自衛消防組織の充実を図る。
- (3) 防火対象物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備(消防本部)

市は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽および耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団および自主防災組織等の連携強化を図り消防体制の整備に努めるとともに、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施(消防本部)

市および県は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事および被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行うよう努める。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発(消防本部)

市および県は、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、住民に対して、大規模な火災の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動等防災知識の普及啓発を図る。

第8節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施担当：市(農林水産課、消防本部)、消防団、県、香川森林管理事務所

1 消防施設等の整備(消防本部)

市(消防本部)および県は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 防火線の役割を果たすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- (2) 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図る。
- (3) 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。

2 空中消火体制の整備等

県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターによる空中消火用資機材の整備、広域航空応援体制の整備等を積極的に推進する。

3 協力体制の整備(消防本部)

林野火災の予防、消防活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に消火活動には隣接する市町消防機関の相互援助協力によることが多いので、市は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図るものとする。

4 森林所有(管理)者に対する指導(農林水産課、消防本部)

市(消防本部)は、森林所有(管理)者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、市(農林水産課)は火入りに際しては、森林法および坂出市火入れに関する条例(昭和60年条例第10号)に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり安全を期するよう指導する。

5 防災訓練の実施(消防本部)

市および県は、関係機関と連携して様々な状況を想定し、広域応援も想定した実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6 防災意識の啓発(消防本部)

市および県は、林野火災の多発する時期に山火事予防期間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報誌、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

第9節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、地域の特性に応じた指定緊急避難場所および指定避難所の指定および避難路の確保・整備、避難指示等の発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施担当：市(危機管理課、財務課、秘書広報課、政策課、市民課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、建設課、港湾課、都市整備課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、消防本部、市立病院、施設管理者)、消防団、県

1 指定緊急避難場所の指定、整備(危機管理課、施設管理者)

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、洪水、津波等の災害の種別に応じて、災害の危険がおよばない場所または施設を管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておくものとする。

指定緊急避難場所を指定するにあたり、被災が想定されていない安全区域内に立地する施設等または安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分および当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。

県は、県有施設の指定避難所の指定について協力するものとする。

市および県は、必要に応じて、避難場所の開錠・開設を自治会、町内会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

市は、災害の危険がおよぶことが想定される地域や、指定緊急避難場所の所在地、避難情報の入手方法等の災害に関する情報を周知する。

指定緊急避難場所の施設管理者は、貯水槽、仮設トイレ等緊急避難の実施に必要な施設・設備等の整備を図る。

2 指定避難所の指定、整備(危機管理課、政策課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、施設所管課)

- (1) 市(危機管理課)は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性、感染症対策等を考慮して、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所として指定するものとし、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。また、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。やむをえず被害のおそれがある場所・施設を避難所に指定した場合は、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災機能の充実に努める。

指定避難所を指定するにあたり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援が受けることができる体制が整備され、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保できるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。その場合においては、特定の災害では、当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行うものとする。

市(危機管理課、施設所管課)は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- (2) 市(危機管理課、施設所管課)は、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。
- (3) 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- (4) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線(戸別受信機を含む。)等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。
 - ① 貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
 - ② 非常用電源、ガス設備
 - ③ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
 - ④ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備
 - ⑤ 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

市(危機管理課)は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、非接触型体温計、マスク、消毒薬剤、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

なお、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努める。

- (5) 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- (6) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (7) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
- (8) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとし、県有施設が指定避難所または応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力するものとする。

3 避難路の選定(建設課)

市は、避難路について十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して複数ルート選定する。なお、避難路は原則として次の道路とする。

- (1) 一般国道、県道および市道
- (2) 幅員2m以上の道路で市長が指定したもの

4 指定緊急避難場所等の明示(危機管理課、施設管理者)

市は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努める。

市および県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5 避難指示等の発令基準等の策定(危機管理課)

- (1) 市は、災害時に適切な避難が行えるよう、避難指示の発令基準および伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に避難指示を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に策定し、必要に応じて見直し等を行うものとする。県は市に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、

市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

- (2) 避難指示を発令する際、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難、また、すでに災害が発生している状況、または切迫している状況であり、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動等する緊急安全確保の発令基準の設定を図る。

6 避難に関する広報(危機管理課、秘書広報課、市民課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課)

- (1) 市(危機管理課)は、指定緊急避難場所および指定避難所、避難路、避難方法、警戒レベル、高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、および避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報誌やハザードマップ等の配布、防災訓練等の実施、ホームページ等を通じて、住民に周知徹底を図る。
- (2) 市(危機管理課)は、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保の避難情報については、県防災情報システムの防災アプリおよび防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロードおよびメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。
- (3) 市は、指定避難所への避難状況、各部署が入手した負傷者等の情報、住民や医療機関等から寄せられる負傷者等の情報を集約し、家族等からの安否の問い合わせに対応できる体制の整備に努める。

また、坂出市域外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努めるものとする。

7 避難計画の策定(危機管理課、指定避難所担当課)

市(危機管理課)は、あらかじめ、自主防災組織等と連携して災害発生現象の態様および地域の特性に応じた避難計画を作成するよう努める。当該避難計画を定める場合は、市が行う避難指示等の発令等の基準、指定緊急避難場所・指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難、その他避難のために必要な事項を定める。なお、避難行動としては、指定緊急避難場所等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市(指定避難所担当課)は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者または管理者および自主防災組織等と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

また、県の支援を受け、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

市(危機管理課)は、自主防災組織等および関係機関と連携して上記避難計画および行動基準を住民に周知する。

市(危機管理課)は、大規模広域災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

8 避難所運営マニュアルの作成・見直し(危機管理課、政策課、人権課、ふくし課、こども課、かいご課、学校教育課、生涯学習課、施設所管課)

市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティアおよび避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制に早期に移行することを基本とする全体的な考え方としての避難所運営マニュアルを作成するとともに、訓練等の成果を踏まえ、適宜に見直しを実施するものとする。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市、指定避難所の所有者または管理者および自主防災組織等は連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民への知識等の普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

市および各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

9 防災上重要な施設の避難計画(財務課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、建設課、港湾課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、市立病院)

学校、病院その他多数の者を収容する施設および社会福祉施設の管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。

10 要配慮者への対応(危機管理課)

市は、避難の際、特に支援が必要な者を掲載した避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の同意を得たうえで、消防機関や自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、支援者と情報を共有するとともに、避難行動要支援者避難支援計画(避難に助けがっている人のための計画)を策定し、情報伝達体制、避難誘導體制の整備を図る。

また市は、避難行動要支援者避難支援計画(避難に助けがっている人のための計画)に基づき、自主防災組織等支援者の協力を得て、個別避難計画を作成し、避難支援体制の確立、避難訓練の実施に努める。

市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

県および保健所は、新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症および新感染症を含む。)発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

11 帰宅困難者への対応(危機管理課、政策課、けんこう課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、消防本部)

市および県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、または目的地に到達することが困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

12 児童生徒への対応(こども課、教育総務課、学校教育課)

市および県は、学校・幼稚園・保育所等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるように促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

13 ホームレス等に対する対応

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めておくよう努め、これを周知する。

14 土砂災害対策(危機管理課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、学校教育課)

市は、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域において、住民等への気象情報、避難情報の伝達、避難場所および避難経路、救助など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を参考資料12-15および市土砂災害ハザードマップに定める。

市は、地域防災計画に要配慮者が利用する施設名称および所在地を定めるとともに、土砂災害警戒区域内等にこれらの施設がある場合、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報および警報等の伝達方法を参考資料12-15に定める。

市(危機管理課)は、必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップ等の配布やその他必要な措置を講じる。また、県の判定した山地災害危険地区にある場合も同様の措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内にあり、市地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施するものとする。

15 河川災害対策(危機管理課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、学校教育課)

市は、水防法第14条第1項に基づく浸水想定区域内について、参考資料12-16において次の事項を定める。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 指定避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内にある次に掲げる施設の名称および所在地
 - ① 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)

※ 現時点で、本市の浸水想定区域内に地下街等はない。
 - ② 要配慮者利用施設でその利用者の洪水時の迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設
 - ③ 大規模な工場その他の施設で、条例で定める用途および規模に該当するもので、洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 現時点で、本市の浸水想定区域内に該当する工場はない。

市は、(3)に定めた施設への洪水予報等の伝達方法を参考資料12-16に定める。

地下街または要配慮者利用施設の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、洪水予報等の取得方法、避難方法、避難場所等を定めた避難確保計画を、大規模工場の所有者等は浸水防止計画を策定し、この計画を市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

市は、上記の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

16 孤立地域への対応(危機管理課、消防本部、消防団)

市は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、自立のための備蓄等の対策を推進する。

17 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練(危機管理課、けんこう課)

市および県は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

また、県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速ぶ要請するものとする。

[参考資料]

第6章 気象関係

第12章 避難関係

第15章 要配慮者関係

第3章

災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、市、県および防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

主な実施機関：市(全部局)、県、防災関係機関

1 市の活動組織

(1) 坂出市防災会議

市の地域に係る防災に関し、総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき、坂出市防災会議条例(昭和38年条例第29号)により市長を会長として設置されており、「坂出市地域防災計画」の作成および実施の推進を図るとともに、防災に関する重要事項の審議、各機関の実施する災害復旧の連絡調整等を図る。

(2) 坂出市災害対策本部

① 災害対策本部の設置、解散

市長は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に坂出市災害対策本部(以下「市本部」という。)を設置する。

市本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を解散する。

〈設置基準〉

ア 本市に気象警報等が発表され、相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

イ 市内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(ア) 大規模な火災または爆発

(イ) 災害を誘発する物質の大量流出

(ウ) 大規模な列車、航空機、船舶等の事故

(エ) その他重大な事故

ウ 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分または不可能であるとき。

② 市本部室の設置場所

市本部室は、本庁舎本館3階中会議室2に設置する。

③ 市本部の組織

ア 本部長

本部長(市長)は、市本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副本部長(副市長)は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務部長がその職務を代理するが、総務部長にも事故あるときは、本部員の協議により代理者を選出する。

ウ 本部員

- (ア) 本部員は、本部長の命を受け、市本部の事務に従事する。
- (イ) 本部員は、教育長、技監、総務部長、出納局長、政策部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長、議会事務局長、教育部長、消防長および市立病院事務局長をもって充てる。

エ 本部会議

- (ア) 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。
- (イ) 本部会議は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。
- (ウ) 本部会議には、必要に応じて、県、香川県警察本部(主に坂出警察署)、香川県広域水道企業団中讃ブロック統括センター、坂出海上保安署、自衛隊、四国電力送配電㈱坂出事業所、四国ガス㈱丸亀支店、西日本電信電話㈱香川支店、本州四国連絡高速道路㈱坂出管理センター、四国旅客鉄道㈱坂出駅、日本赤十字社香川支部、坂出市医師会、坂出市社会福祉協議会、坂出市消防団その他関係機関の出席を求めることができる。
- (エ) 市議会議長および消防団長は、オブザーバーとして参加する。
- (オ) 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - a 本部の動員配備体制(切替、廃止等)に関すること。
 - b 重要な災害情報、被害情報の分析、および対策の基本方針に関すること。
 - c 本部長の住民に対する高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保に関すること。
 - d 県、他市町および防災関係機関への応援要請に関すること。
 - e 自衛隊への派遣要請に関すること。
 - f 災害対策に要する費用の処置方法に関すること。
 - g その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局

- (ア) 市本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局には班(総括班、情報班、対策班、広報班、動員班、総務班、受援班、部内調整班、連絡班)を置く。
- (イ) 事務局は、本庁舎本館 3 階中会議室 2 に設置し、各班 1 名以上を常駐させる。
- (ウ) 事務局各班の組織および分掌事務は別表 1 のとおりとする。
- (エ) 事務局長(総務部長)は、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- (オ) 事務局次長(危機管理課長)は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (カ) 事務局各班長は本部会議を傍聴し、会議終了後、会議にて決定した事項に即応できるよう努める。

カ 部

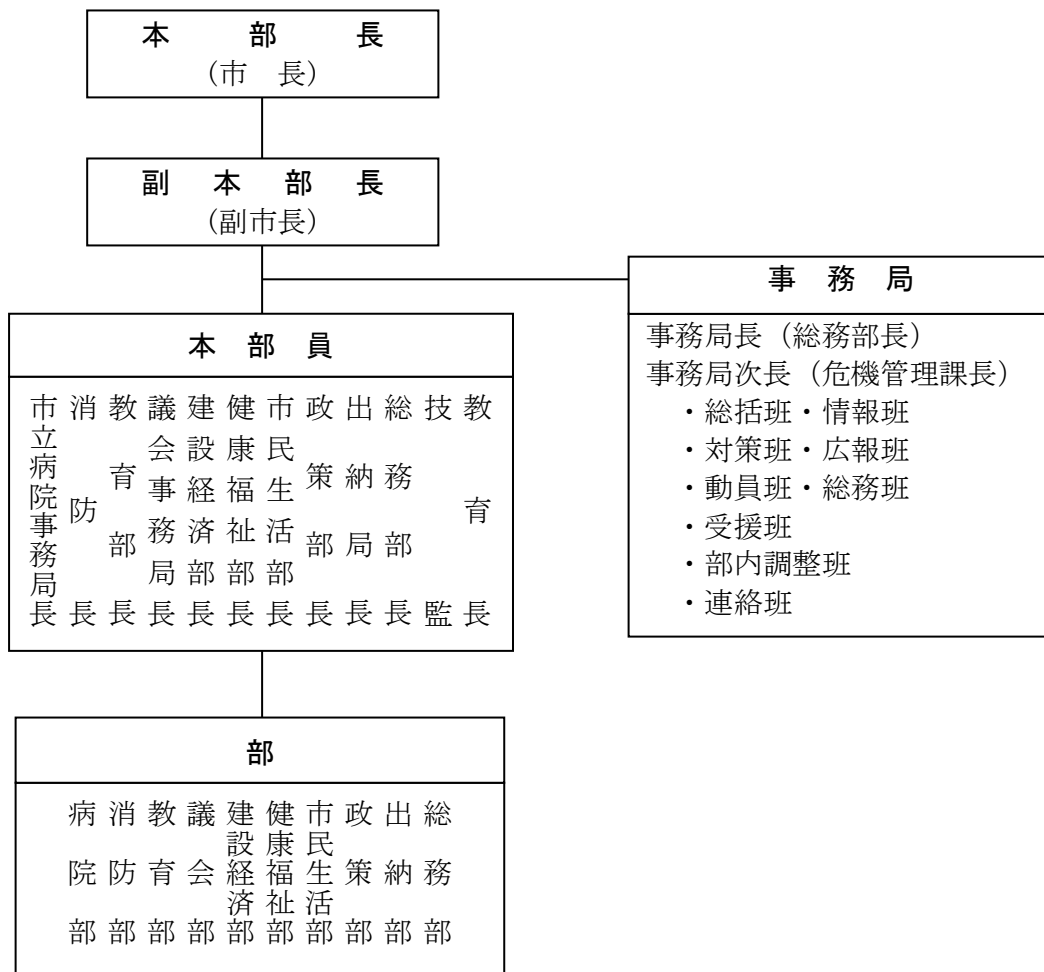
- (ア) 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、市本部に部(総務部、出納部、政策部、市民生活部、健康福祉部、建設経済部、議会部、教育部、消防部、病院部)を置き、各部には班を置く。
- (イ) 各部各班の組織および分掌事務は別表 2 のとおりとする。
- (ウ) 各部の責任者(別表 2 参照)は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。なお、責任者に事故あるときに備え、各部の責任者はその職務を代理する者をあらかじめ指名しておく。

キ 出先機関

各出先機関は、管内に災害が発生しまたは発生するおそれがあるときは、その状況および災害応急対策に必要な事項を、速やかに、主管課を通じて市本部事務局に報告するとともに、主管課の指示に従い、災害応急対策に従事する。

ただし、災害応急対策の拠点となる各出張所における第一報(庁舎の被害状況等)については、出張所長が災害対応の初動段階に本部(情報班)に報告する。

【災害対策本部組織図】



④ 市本部の設置等の通知等

市本部を設置したときは、直ちに県危機管理課(※県災害対策本部(以下「県本部」という。))設置後は県本部室(087-832-3844～3846))、県中讃土木事務所および坂出警察署(警備課)等関係機関にその旨を通知するものとする。移動または廃止したときも、同様とする。

⑤ 県および香川県広域水道企業団との連携

市本部は、災害対策を円滑かつ的確に推進するため、県および香川県広域水道企業団と緊密に連携を図る。また、大規模災害の発生等により、県の現地災害対策本部または香川県広域水道企業団の現地危機対策本部が設置された場合、市本部は県および香川県広域水道企業団の現地本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ その他

市本部を設置したときは、「坂出市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

(3) 現地災害対策本部

災害地において、市本部の事務の一部を行うため、現地災害対策本部をおくことができる。

(4) 坂出市水防本部

① 設置および解散

ア 市長は、水防活動を迅速かつ積極的に推進するため、次の基準に該当する場合に水防本部を設置する。

〈設置基準〉

(ア) 風水害の場合

- a 市に大雨、洪水、高潮の警報が発表されたとき。
- b 台風の接近により、市内に暴風警報が発表されたとき。
- c その他、本部長が水防上必要と判断したとき。

(イ) その他の災害で住民に避難や注意を呼びかける可能性がある場合

- a 林野火災が発生したとき。
- b 油等流出事故が発生したとき。
- c その他小規模な事故が発生したとき。

イ 関係各課長は気象状況の判断により、所属課員を待機させ、水防活動の体制を整えるものとする。

ただし、災害対策基本法に基づき香川県災害対策本部が設置されたとき、水防本部は設置しない。

ウ 市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、水防本部を解散する。

② 水防本部設置前の措置(準備態勢)

ア 気象等の注意報および情報等により水防上必要があると認めるときは、水防本部が設置されるまでの間の水防事務(他の所管に属するものを除く。)は、危機管理課において処理する。

イ 水防上、緊急連絡事項が生じたとき、または気象等の注意報および情報を受信した消防本部、坂出市守衛室は、直ちにその旨を関係部局等に通報し、指示を受ける。

③ 水防本部の組織および役割

ア 水防本部の組織は、災害対策本部に準ずるものとし、その所掌事務は、水防、災害救助その他の災害対応活動を包括する。

イ 坂出市水防計画参照

④ 災害対策本部への移行

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づく坂出市災害対策本部が設置されたとき、水防本部は災害対策本部に統括される。

【別表 1】市本部事務局各班の所掌事務

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
総 括 班	危機管理課長	危 機 管 理 課	1 災害応急対策の総括・調整に関すること。 2 市本部の設置・運営に関すること。 3 本部長の命令および指示の伝達に関すること。 4 本部長への報告に関すること。 5 防災行政無線その他災害通信設備に関すること。 6 防災関係機関(国・県・自衛隊等)との連絡調整、応援・派遣要請に関すること。 7 気象情報等の収集・分析に関すること。 8 避難情報の伝達に関すること。(庁内放送、防災情報メール、エリアメール等) 9 現地対策本部の開設・運営に関すること。 10 現地対策本部との連絡、調整に関すること。
情 報 班	公民連携・DX推進課長	公 民 連 携 ・ D X 推 進 課	1 各部・各班からの災害情報の集約および収集・分析に関すること。 2 庁内LANを利用した職員への周知に関すること。 3 被災概要図の作成に関すること。
対 策 班	財 務 課 長	財 務 課	1 災害応急対策の調整に関すること。 2 災害応急対策用の物資等の調達、輸送等に関すること。 3 輸送用車両等の確保に関すること。 4 災害応急対策に関する予算の総括に関すること。 5 公用車の集中管理・運行計画に関すること。 6 災害応急対策における企業および住民に対する指示および協力要請に関すること。 7 市本部室が使用困難な場合の、代替施設・設備の確保に関すること。
広 報 班	秘書広報課長	秘 書 広 報 課	1 記者発表および報道機関への対応に関すること。 2 避難情報等の伝達に関すること。(報道機関、各地区放送設備、広報誌、ホームページ等) 3 被災者等への広報に関すること。 4 国・県等視察対応に関すること。
動 員 班	職 員 課 長	職 員 課	1 職員の非常招集および動員配備に関すること。 2 避難情報の伝達に関すること。(広報車) 3 総括班の応援に関すること。
総 務 班	総 務 課 長	総 務 課	1 住民からの災害情報の集約に関すること。 2 避難情報の伝達に関すること。(出張所管外の連合自治会、自主防災組織) 3 緊急時優先通行車両に関すること。 4 事務局各班の応援に関すること。
受 援 班	職 員 課 長	職 員 課 財 務 課	1 人的資源の受援調整および受入れに関すること。 2 物的資源の受援調整および受入れに関すること。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
部内調整班	各 事 務 局 長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 本部会議における協議事項の記録に関すること。 2 災害応急対策活動の記録に関すること。 3 避難情報の伝達に関すること。(各出張所) 4 総括班の応援に関すること。
連 絡 班		本部連絡員 〔総務部以外 の各部1名〕	1 本部員・事務局と各部・各班との連絡調整に関すること。 2 災害対応策が複数班にわたる場合の対応策の立案に関すること。 3 各部の災害対応状況の収集に関すること。

【別表2】各部各班の所掌事務
各部共通

部 (班)	責任者	分 掌 事 務
各 部 局	各 部 局 長	1 本部事務局との連絡調整に関すること。 2 部内職員の動員計画および安否確認に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。 4 被害情報の収集および報告に関すること。 5 所管する業務(施設)の防災対策に関すること。 6 所管する業務(施設)の被害状況調査および応急対策に関すること。 7 所管する業務(施設)の復旧に関すること。 8 指定緊急避難場所の開設および運営管理の協力に関すること。 9 本部の特命事項に関すること。 10 応援職員等の受入れおよび業務統制に関すること。 11 他部の応援協力に関すること。

総務部(責任者：総務部長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
危機管理班	危機管理課長	危 機 管 理 課	1 事務局総括班の業務。 2 自主防災組織に関すること。 3 要配慮者対策のとりまとめに関すること。 4 防災行政無線に関すること。 5 交通情報の収集、交通規制、迂回路計画に関すること。 6 空き家に関すること。 7 災害時の防犯に関すること。
財 務 班	財 務 課 長	財 務 課	1 事務局対策班の業務。 2 災害時の市有財産の保全に関すること。 3 災害対応職員の休憩室・仮眠室の確保に関すること。 4 交通情報の収集、交通規制、迂回路計画の応援に関すること。 5 空き家に関する現場対応の応援に関すること。 6 他機関の応援派遣部隊の集結地、臨時離着陸場等必要な施設および活動用資機材の確保に関すること。 7 災害の応急費・復旧費等災害関係の予算および財政措置に関すること。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
職 員 班	職 員 課 長	職 員 課	1 事務局動員班・受援班の業務。 2 職員の健康管理・厚生に関すること。 3 被災した職員に関すること。
総 務 班	総 務 課 長	総 務 課	1 事務局総務班の業務。 2 自治会および地域コミュニティに関すること。 3 出張所の統括に関すること。 4 財務班の応援に関すること。
部内調整班	各 事 務 局 長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 事務局部内調整班の業務。 2 各種相談に関すること。(公聴活動) 3 総務部内の連絡調整に関すること。
出張所班	各 出 張 所 長	林田出張所 加茂出張所 府中出張所 川津出張所 松山出張所 王越出張所 与島出張所	1 管内の被害状況のとりまとめに関すること。 2 事務局情報班への情報提供・連絡に関すること。 3 避難情報の伝達に関すること。(管内連合自治会長、管内自主防災組織等) 4 管内の住民への災害情報の提供に関すること。 5 管内の関係団体との連絡調整に関すること。 6 管内の防災拠点としての施設・設備の整備に関すること。 7 各種相談に関すること。(公聴活動)

出納部(責任者：出納局長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
出 納 班	出 納 局 次 長	出 納 局	1 災害時における出納事務に関すること。 2 総務部の応援に関すること。

政策部(責任者：政策部長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
秘書広報班	秘書広報課長	秘 書 広 報 課	1 事務局広報班の業務。 2 災害時の渉外事務に関すること。 3 外国人の防災対策・災害対応に関すること。 4 被災した外国人の援護に関すること。 5 市長、副市長の行動予定に関すること。
政 策 班	政 策 課 長	政 策 課	1 担当指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営に関すること。 2 担当指定緊急避難場所・指定避難所での被害情報の収集および報告(情報班)、安否情報の収集および伝達(市民班)に関すること。 3 担当指定緊急避難場所・指定避難所での避難者への災害情報提供に関すること。 4 島しょ部の避難者の誘導および安全確保に関すること。 5 島しょ部の情報収集および伝達等に関すること。 6 島しょ部の災害応急措置に関すること。 8 瀬戸大橋の利用に関すること。 7 公共交通機関の復旧に関すること。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
公民連携・DX推進班	公民連携・DX推進課長	公民連携・DX推進課	1 事務局情報班の業務。 2 所管する情報システムおよび庁内LANの防災対策・災害対応に関すること。

市民生活部(責任者：市民生活部長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
税 務 班	税 務 課 長	税 務 課	1 災害に伴う市税の減免等に関すること。 2 窓口業務の継続に関すること。 3 被災(罹災)証明に関すること。 4 現地調査、被災世帯一覧・被災箇所図の作成等に関すること。 5 交通情報の収集、交通規制、迂回路計画の応援に関すること。 6 空き家に関する現場対応の応援に関すること。
市 民 班	市 民 課 長	市 民 課	1 食料等の確保に関すること。 2 職員の給食に関すること。 3 安否情報の集約、報告(市本部および安否情報伝達システム)、問い合わせへの対応に関すること。 4 外国人の人数、所在の把握に関すること。 5 窓口業務の継続に関すること。
人 権 班	人 権 課 長	人 権 課	1 市民生活部内の連絡調整に関すること。 2 担当指定緊急避難場所の開設・運営に関すること。 3 担当指定緊急避難場所での被害情報の収集および報告(情報班)、安否情報の収集および伝達(市民班)に関すること。 4 担当指定緊急避難場所での避難者への災害情報提供に関すること。
生活環境班	生活環境課長	生活環境課	1 災害ごみおよびし尿の収集・処理に関すること。 2 環境衛生に関すること。 3 河川・海岸・大気等汚染の調査および対策に関すること。 4 財務班との連携による資機材等の運搬に関すること。 5 災害ごみ等が処理可能範囲を超えた場合の、他市町村への協力依頼に関すること。 6 遺体の安置・火葬に関すること。 7 仮設トイレの確保に関すること。

健康福祉部(責任者：健康福祉部長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
けんこう班	けんこう課長	けんこう課	1 要配慮者利用施設(病院、診療所等)への避難情報の伝達に関すること。 2 要配慮者(妊産婦・新生児等)の避難所の確保に関すること。(福祉避難所) 3 要配慮者利用施設の被害状況調査に関すること。(病院、診療所等)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
			4 要配慮者(妊産婦・新生児等)の防災対策・災害対応に関すること。 5 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第4号(医療および助産)、9号(埋葬)に基づく被災者支援に関すること。 6 医療救護計画に関すること。 7 坂出市医師会への協力要請・連絡に関すること。 8 医療用物資の保管・調達・配給に関すること。 9 医療機関の被害および復旧状況の調査に関すること。 10 医療機関からの安否情報の収集および伝達(市民班)に関すること。 11 救護病院の指定に関すること。 12 応急救護所の設置・運営に関すること。 13 医療救護班の編成・派遣に関すること。 14 防疫に関すること。 15 保健・食品の衛生確保に関すること。 16 被災者の健康・栄養指導に関すること。 17 被災者の応急手当・精神的ケアに関すること。 18 埋葬に関すること。 19 窓口業務の継続に関すること。 20 飼育動物の保護に関すること。 21 協定に基づき福祉避難所を開設する場合の福祉施設との連絡調整に関すること。
ふくし班	ふくし課長	ふくし課	1 市全体の避難状況等の集約と報告に関すること。 (情報班へ報告) 2 要配慮者利用施設(障がい者施設)への避難情報の伝達に関すること。 3 要配慮者(障がい者)の避難所の確保に関すること。 (福祉避難所) 4 要配慮者(障がい者)の防災対策に関すること。 5 要配慮者利用施設の被害状況調査に関すること。 (障がい者施設) 6 災害救助法第4条第1項第1号(避難所および応急仮設住宅の供与)、同法施行令第2条第1号(死体の捜索および処理)に基づく被災者支援に関すること。 (応急仮設住宅の建設工事を除く。建設班と連携) 7 災害救助法第4条第1項第2号(炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給)、3号(被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与)に基づく被災者支援に関すること。(市民班、こども班、かいご班) 8 義援金等の受付および配分に関すること。 9 災害弔慰金等の支給および災害援護資金の貸付に関すること。 10 日本赤十字社、日赤奉仕団への協力依頼・連絡に関すること。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
			ること。 11 窓口業務の継続に関すること。 12 被災者への障がい福祉サービスの提供に関すること。 13 行旅病人および行旅死亡人取扱法に基づく身元不明死亡者の業務に関すること。 14 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の適用に関すること。 15 協定に基づき福祉避難所を開設する場合の障がい者福祉施設との連絡調整に関すること。
こども班	こども課長	こども課	1 担当指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営に関すること。 2 要配慮者利用施設(保育所・幼稚園)への避難情報の伝達に関すること。 3 要配慮者(児童)の防災対策に関すること。 4 要配慮者利用施設の被害状況調査に関すること。 (保育所・幼稚園) 5 担当指定緊急避難場所・指定避難所での被害情報の収集および報告(情報班)、安否情報の収集および伝達(市民班)に関すること。 6 担当指定緊急避難場所・指定避難所での避難者への災害情報提供に関すること。 7 救援物資の調達・受付・受入れ・配分に関すること。 8 窓口業務の継続に関すること。 9 協定に基づき福祉避難所を開設する場合の福祉施設との連絡調整に関すること。
かいご班	かいご課長	かいご課	1 要配慮者利用施設(高齢者施設)への避難情報の伝達に関すること。 2 要配慮者利用施設(高齢者施設)の被害状況の調査に関すること。 3 要配慮者利用施設(要介護認定者)の福祉避難所(二次避難所)の確保に関すること。 4 要配慮者(要介護認定者)の防災対策に関すること。 5 災害救助法第4条第1項第2号(炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給)、3号(被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与)に基づく被災者支援に関すること。(ふくし班と連携) 6 避難所への食料・救援物資の配送に関すること。 7 窓口業務の継続に関すること。 8 災害ボランティアの受け入れに関すること。 (坂出市社会福祉協議会と連携) 9 協定に基づき福祉避難所を開設する場合の高齢者福祉施設との連絡調整に関すること。

建設経済部(責任者：建設経済部長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
産業観光班	産業観光課長	産 業 観 光 課	1 商工業関係団体との連絡調整および協力要請に関する こと。 2 商工業関係団体の被害状況調査および応急対策に 関すること。 3 観光施設・観光客等の被害状況調査および応急対策、 観光・旅行関係団体との連絡調整に関する こと。 4 商工業・観光施設の復旧に関する こと。 5 中小企業に対する復旧資金の斡旋および助成に 関すること。 6 建設経済部各班の応援に関する こと。
農林水産班	農林水産課長	農 林 水 産 課	1 農地、農業用施設および漁業施設の防災対策に 関すること。 2 雨量、水位等の情報収集に関する こと。 3 排水施設の管理・運営に関する こと。 4 ため池等の防災対策・災害対応に関する こと。 5 農業施設、農地、農作物等の被害状況調査および 応急対策に関する こと。 6 漁業施設、水産物等の被害状況調査および 応急対策に 関すること。 7 山林関係の被害状況調査および 応急対策に 関すること。 8 家畜等の被害状況調査、応急対策および防疫に 関 すること。 9 農業・漁業関係団体との連絡・調整に関する こと。 10 農林漁家に対する被災支援に関する こと。 11 農林水産施設等の復旧に関する こと。
建 設 班	建 設 課 長	建 設 課	1 道路、橋梁等の被害状況調査および 応急対策に 関すること。 2 河川、土砂災害危険地域等の被害状況調査 および 応急 対策に 関すること。 3 雨量・水位等の情報収集に関する こと。 4 危険箇所の巡回に関する こと。 5 排水施設の管理運営に関する こと。 6 被災建築物の調査(被災宅地危険度判定等)に 関 すること。 7 市営住宅の住民の安全確保に関する こと。 8 緊急輸送路等緊急輸送機能の確保に関する こと。 9 避難路の確保に関する こと。 10 障害物の除去に関する こと。 11 道路標識等の保全に関する こと。 12 公営住宅への一時入居に関する こと。 13 被災住宅の応急修理に関する こと。 14 災害救助法第4条第1項第1号(避難所および 応急仮

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
			設住宅の供与)、6号(被災した住宅の応急修理)、同法施行令第2条第2号(土石、竹木等の除去)に基づく被災者支援に関すること。 15 住宅確保に係る関係機関との連絡調整および入居相談に関すること。 16 被災建築物の災害復旧、融資制度等の住民からの相談に関すること。
港湾班	港湾課長	港湾課	1 潮位の監視に関すること。 2 港湾・漁港・海岸施設の被害状況調査および応急対策に関すること。 3 港湾を利用した緊急物資集積場所確保に関すること。 4 排水施設の管理・運営に関すること。 5 沿岸環境監視船「しらみね」による災害対応に関すること。 6 建設経済部各班の応援に関すること。
都市整備班	都市整備課長	都市整備課	1 減災のための都市計画の策定に関すること。 2 住民の避難場所の確保に関すること。(公園) 3 避難路の確保に関すること。 4 都市施設(公園等)の防災対策に関すること。 5 災害後の復旧・復興計画の取りまとめ・実施に関すること。 6 応急給水拠点の設置・運営に関すること。 7 公共下水道の防災対策に関すること。 8 市街地の排水対策に関すること。 9 排水施設の管理運営に関すること。 10 公共下水道施設の被害状況調査および応急対策に関すること。 11 建設経済部各班の応援に関すること。
部内調整班	農業委員会事務局長	農業委員会事務局	1 農林水産班の応援に関すること。 2 建設経済部内の連絡調整に関すること。

議会部(責任者:議会事務局長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
議 会 班	議会事務局長	議 会 事 務 局	1 市議会議員からの情報収集に関すること。 2 市議会議員への情報伝達に関すること。 3 総務部各班への応援に関すること。

教育部(責任者:教育部長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
教育総務班	教育総務課長	教 育 総 務 課	1 教育委員会各班事務の統制調整に関すること。 2 放課後児童クラブ利用児童の避難および救護に関すること。
学校教育班	学校教育課長	学 校 教 育 課	1 担当指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営に関すること。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
			2 担当指定緊急避難場所・指定避難所での被害情報の収集および報告(情報班)、安否情報の収集および伝達(市民班)に関すること。 3 担当指定緊急避難場所・指定避難所での避難者への災害情報提供に関すること。 4 被災市立学校、児童生徒等の教育対策に関すること。 5 児童生徒等の被害状況の調査に関すること。 6 被災児童生徒等の避難および救護に関すること。 7 児童生徒等の保健管理に関すること。 8 災害救助法第4条第1項第8号(学用品の給与)に基づく被災者支援に関すること。
生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課	1 担当指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営に関すること。 2 担当指定緊急避難場所・指定避難所での被害情報の収集および報告(情報班)、安否情報の収集および伝達(市民班)に関すること。 3 担当指定緊急避難場所・指定避難所での避難者への災害情報提供に関すること。 4 教育部各班の応援に関すること。
文化振興班	文化振興課長	文化振興課	1 文化財の防災対策に関すること。 2 担当指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営に関すること。 3 担当指定緊急避難場所・指定避難所での被害情報の収集および報告(情報班)、安否情報の収集および伝達(市民班)に関すること。 4 担当指定緊急避難場所・指定避難所での避難者への災害情報提供に関すること。 5 文化財の被害状況調査および応急対策に関すること。 6 文化財の復旧に関すること。 7 教育部各班の応援に関すること。

消防部(責任者：消防長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
庶務班	庶務課長	庶務課	1 消防関係施設の防災対策に関すること。 2 消防団との連絡・調整に関すること。 3 消防関係施設の被害状況調査および応急対策に関すること。 4 土のうの調達・配備に関すること。 5 他市町村との消防相互応援協定に関すること。 6 災害対応消防職団員の健康管理に関すること。 7 消防救急自動車の配備に関すること。 8 消防用無線・通信設備の整備に関すること。 9 消防関係施設の復旧に関すること。 10 部内各班との連絡調整に関すること。

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
予 防 班	予 防 課 長	予 防 課	1 市本部、坂出警察署、坂出海上保安署、ライフライン各社等関係機関との連絡・調整に関すること。 2 災害危険場所の巡視警戒に関すること。 3 危険物製造・取扱者等の防災指導等に関すること。 4 市水防計画の作成に関すること。 5 危険物施設の被害状況調査および応急対策に関すること。 6 水防資機材の整備に関すること。 7 緊急消防援助隊の派遣・受入に関すること。 8 災害の調査に関すること。 9 平常時の防災・防火広報に関すること。
情報指令班	情報指令課長	情 報 指 令 課	1 気象観測、気象情報の受領および伝達に関すること。 2 災害情報等の受領および伝達に関すること。
消防署班	消 防 署 長	消 防 署	1 水防・消防の現場活動に関すること。 2 救急・救助活動に関すること。 3 避難情報等の広報に関すること。 4 水・火災、地震その他災害の警戒および防御活動に関すること。 5 自主防災組織、消防団の訓練に関すること。 6 災害救助法第4条第1項第5号(被災者の救出)、同法施行令第2条第1号(死体の捜索および処理)に基づく被災者支援に関すること。 7 災害による行方不明者の捜索に関すること。 8 消防用無線・通信設備の整備に関すること。

病院部(責任者：市立病院事務局長)

班名	班 長	担当課名	分 掌 事 務
病 院 班	副 院 長 事 務 局 長	診療部各科 庶 務 課 医 事 課	1 市立病院の防災対策に関すること。 2 医療救護班の編成・派遣に関すること。 3 応急救護所の設置・運営に関すること。 4 協力医療機関との連絡調整に関すること。 5 市立病院の被害状況調査および応急対策に関すること。 6 市立病院内での安否情報の収集および伝達に関すること。 7 遺体の処理に関すること。 8 災害救助法第4条第1項第4号(医療および助産)、同法施行令第2条第1号(死体の処理)に基づく被災者支援に関すること。 9 医療用物資の保管・調達・配給・備蓄に関すること。

2 市の動員配備体制

災害が発生したまたは発生するおそれがある場合、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、市本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

＜風水害の場合＞

災害レベルの想定

レベル 1	道路冠水による交通規制が数箇所発生。
レベル 2	床下浸水が一部発生。
レベル 3	床下浸水が広く発生。
レベル 4	床上浸水や土砂災害が発生。
レベル 5	河川の氾濫等により、甚大な被害が発生。

配備基準

区分	配 備 基 準	配 備 所 属
準備体制	- 警報発表前に、時間雨量が20mmにまたは連続雨量が100mmに達する見込みにあるとき。 雷、大雨および洪水注意報が発表され、気象レーダーにより時間雨量50mm以上の雨雲が市に接近する可能性がある場合で、県内他市町の雨量観測所における10分雨量が15mmを超えた場合。	- 部局長 - 危機管理課長、課長補佐および防災係職員 - 農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課の各課長および各課長が指名した職員
第1次配備 (水防本部体制)	高松地方気象台より坂出市に、大雨、洪水、高潮、暴風(台風接近時のみ)の各警報のうち一以上が発表されたとき、特別警報が発表されたときまたは市長が必要と認めたとき。	- 本部長(市長)・副本部長(副市長) - 本部員(部局長) - 班長(課長)および各班長指名職員 - 危機管理課全員
増強 第1次配備 (水防本部体制)	- 避難情報を発令するとき。 - 災害レベル1となる可能性が高く、水防本部会議で決定したとき。	- 水防時開設指定緊急避難場所担当 - 実働班
第2次配備 (水防本部体制)	災害レベル2となる可能性が高く、水防本部会議で決定したとき。	- 本部長(市長)・副本部長(副市長) - 本部員(部局長) - 消防部、建設経済部の職員全員 - その他の部の係長以上全員 - 危機管理課全員
第3次配備 (災害対策本部体制)	災害レベル3以上となる可能性が高く、水防本部会議で決定したとき。	- 本部長(市長)・副本部長(副市長) - 職員全員

＜その他の災害の場合＞

区分	配 備 基 準	配 備 所 属
第 1 次配備	下記により、住民に避難や注意を呼びかける可能性がある場合。 ・林野火災が発生したとき。 ・油等流出事故が発生したとき。 ・その他小規模な事故が発生したとき。	・総務部長、危機管理課長および防災係職員 ・関係部長、課長および各課長指名職員 ・災害に関係のある出先機関の長
第 2 次配備	下記により、住民に避難や注意を呼びかける必要がある場合。 ・大規模な火災または爆発が発生したとき。 ・災害を誘発する物質の大量流出等が発生したとき。 ・大規模な列車、航空機、船舶その他重大な事故が発生したとき。	・市長 ・副市長 ・部局長 ・危機管理課職員全員 ・関係課の係長以上全員および各課長指名職員 ・関係出先機関の係長以上職員全員
第 3 次配備 (災害対策本部体制)	・上記の事故等により、相当規模の被害が発生しまたは発生するおそれがあるとき。 ・通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分または不可能であるとき。(災害対策本部を設置するとき。)	・本部長(市長) ・副本部長(副市長) ・職員全員

(2) 動員体制の確立

- ① 市本部各部の責任者(部局長)に充てられる者は、配備基準に従って、それぞれの部の動員計画(所管する出先機関を含む。)を作成し、職員に周知する。
- ② 各所属長は、市本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指名する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 参集等の方法

① 勤務時間内における動員

危機管理課長は、災害発生の可能性のある気象情報(警報等)が発表されたときまたは災害が発生したときは、電話または庁内放送等により、各部局長および総務部各課長へ当該情報の内容を伝達する。

総務部長は、市長および副市長に当該情報の内容を報告する。各部局長は、所轄所属長に伝達し、各所属長は、危機管理課からの情報または報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防または応急対策に従事させる。

② 勤務時間外における動員(風水害の場合)

ア 「坂出市」に気象に関する警報等が発表され、N T T、県または県中讃土木事務所より通知の F A X または電話があったとき。

ただちに守衛から各部局長、職員課長および危機管理課長へ当該情報の内容を伝達する。

なお、県防災行政無線による F A X は、守衛室では受信できないため、消防本部で受信したときは、その内容をただちに守衛室に連絡し、消防長を除く各部局長等に情報を伝達させるとともに、消防長に伝達する。県中讃土木事務所より伝達される水防警報、水位情報についても同様とする。

イ 消防本部設置の雨量計で「準備態勢」の基準となる雨量に達したときまたは達する見込みにあるとき

ただちに消防本部から守衛室、職員課長、危機管理課長および都市整備課長に連絡し、連絡を受けた守衛は直ちに各部局長へ当該情報の内容を伝達する。

ウ 県設置の市内雨量観測所で「準備態勢」の基準となる雨量に達したときまたは達する見込みにあるとき、あるいは局地的大雨の可能性があるとき。（雷、大雨および洪水注意報が発表され、気象レーダーにより時間雨量50mm以上の雨雲が市に接近する可能性がある場合で、県内他市町の雨量観測所における10分雨量が15mmを超えた場合。）

自宅等にある個人のパソコンまたは個人の携帯電話、スマートフォン等を利用し、気象関連サイトから当該状況にあることを覚知した職員は、ただちに所属長に報告する。報告を受けた所属長は、ただちに消防本部へ連絡する。消防本部は、ただちに守衛室、職員課長および危機管理課長ならびに都市整備課長に連絡し、連絡を受けた守衛はただちに各部局長へ当該情報の内容を伝達する。

ア、イ、ウいずれの場合においても、連絡を受けた各部局長は、ただちに所轄所属長に連絡する。関係所属長は、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防または応急対策に従事させる。指定された職員は、所属長からの連絡に基づき配備につくほか、かがわ防災Webポータル、防災情報メール、気象庁ホームページまたは報道機関の情報等により災害の発生または発生の可能性を知ったときは、自主的に参集する。

また、アの場合、危機管理課は、注意喚起のため、関係者として把握している職員に警報の内容の電子メールの送信に努める。消防本部庶務課は、注意喚起のため、消防団に警報の内容の電子メールを送信する。

イ、ウの場合、危機管理課は、注意喚起のため、関係者として把握している職員に雨量の内容の電子メールの送信に努める。

危機管理課は、関係者へ電子メール等を使った連絡システムの整備を進める。

③ 勤務時間外における動員（その他の災害の場合）

ア 住民に避難や注意を呼びかける必要があると考えられる場合

（ア） 消防本部に情報が入った場合

消防本部は、消防長、総務部長、政策部長、職員課長および危機管理課長に情報を伝達し、登庁の旨を伝える。また、守衛室に連絡し、他の部局長全員に情報と登庁の旨を伝達させる。連絡を受けた守衛は、各部局長に伝達し、各部局長は、ただちに関係所属長に伝達する。関係所属長は、伝達された情報または報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防または応急対策に従事させる。

指定された職員は、所属長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関、インターネット等により、災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

（イ） 守衛室に情報が入った場合

守衛は、情報を消防本部に伝達する。消防本部は、消防長、総務部長、政策部長、職員課長および危機管理課長に伝達し、登庁の旨を伝える。また、守衛室に連絡し、他の部局長全員に情報と登庁の旨を伝達させる。連絡を受けた守衛は、各部局長に伝達し、各部局長は、ただちに関係所属長に伝達する。関係所属長は、伝達された情報または報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防または応急対策に従事させる。

指定された職員は、所属長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関、インターネット等により、災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

イ 住民に避難や注意を呼びかける必要があるかどうか判断がつきにくい場合

(ア) 消防本部に情報が入った場合

消防本部は、消防長、総務部長、政策部長、職員課長および危機管理課長に情報を伝達し、登庁の旨を伝える。また、守衛室に連絡し、情報の内容と総務部長および危機管理課長に連絡済である旨を伝える。

(イ) 守衛室に情報が入った場合

守衛は、情報を消防本部に伝達する。消防本部は、消防長、総務部長、政策部長、職員課長および危機管理課長に伝達し、登庁の旨を伝える。

④ 市本部設置時における動員

市本部各部の動員は、動員班から各部長を通じ、所轄各班長へ、各班長から指定職員へ連絡するものとする。また、市本部事務局各班の動員は、動員班から直接各班長に行うものとし、各班長から指定職員へ連絡する。

動員を行った場合、各部長、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、動員班を通じて市本部事務局長(総務部長)に報告する。

3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生しまたは発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により、災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。

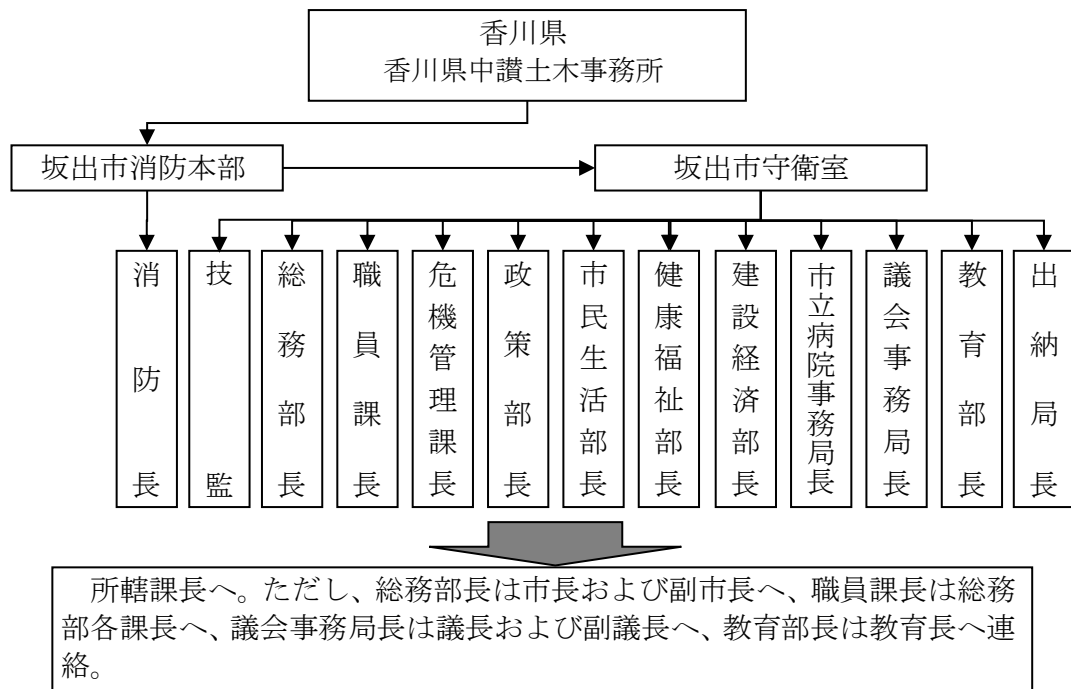
また、市から資料や情報の提供、意見の表明、災害対策本部会議への出席等を求められた場合は、協力する。

[参考資料]

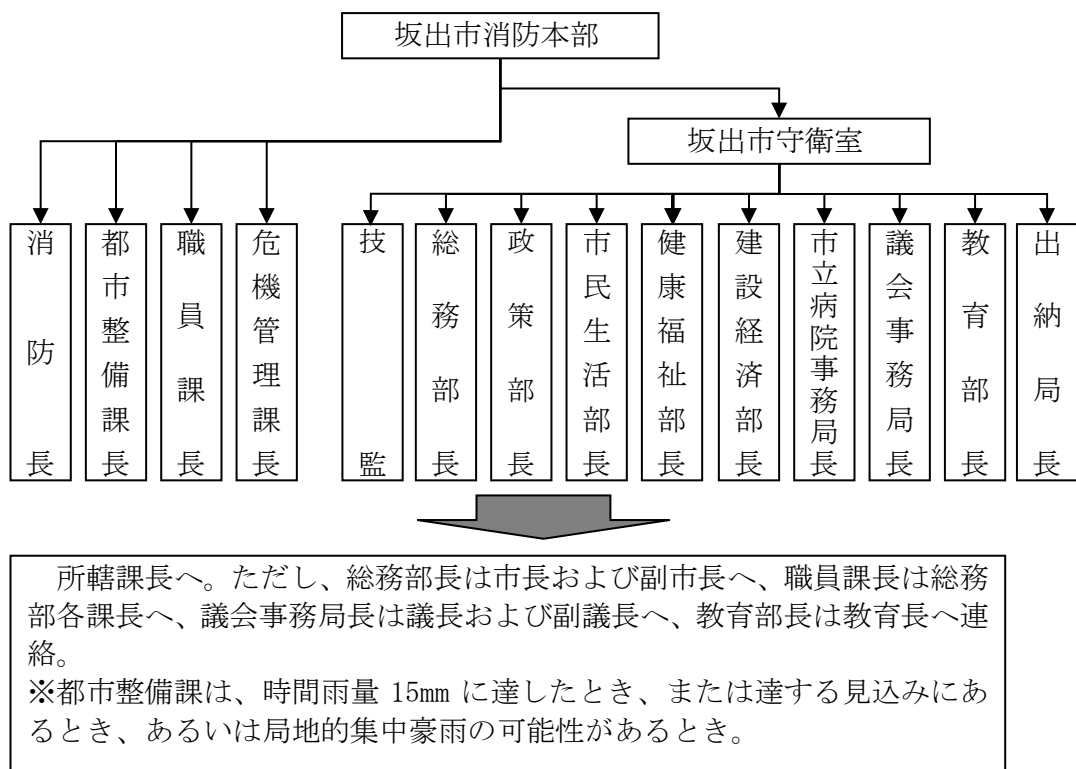
第1章 条例・要綱等

【警報等発表時等の伝達系統図】

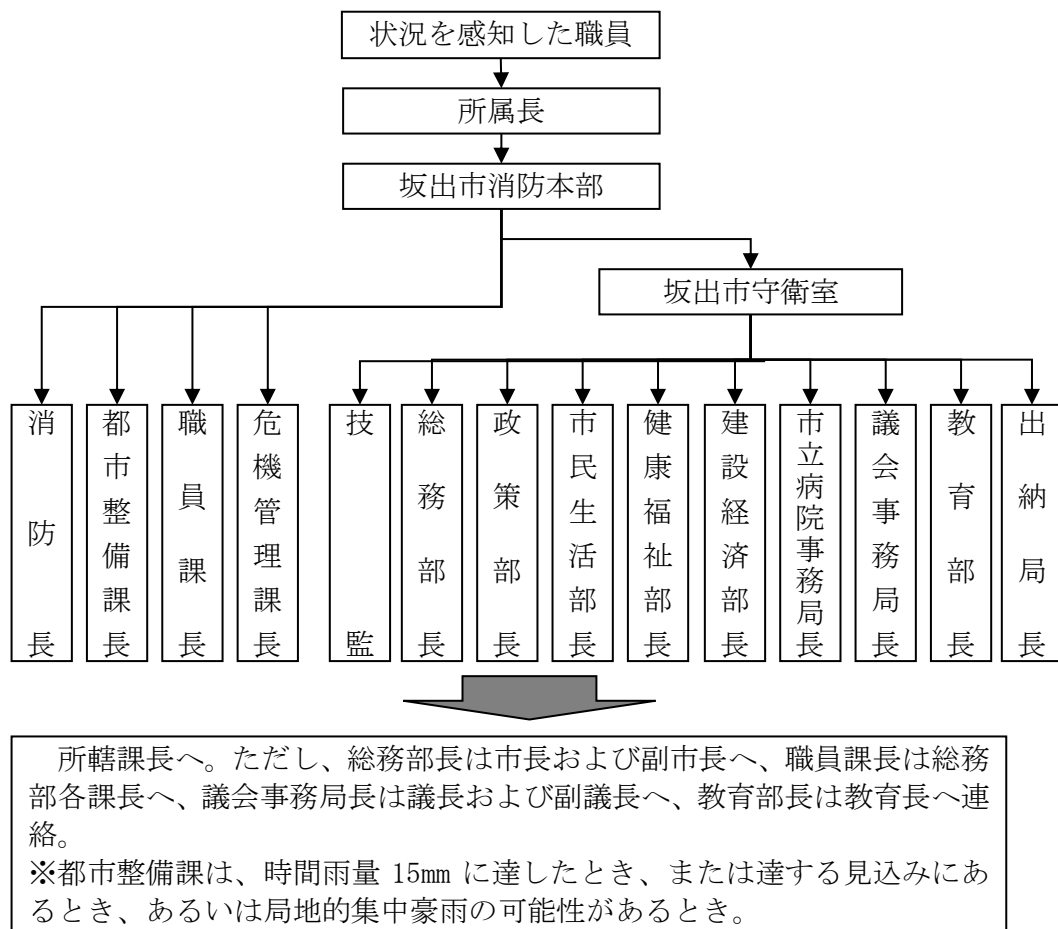
1 警報(水防警報含む。)発表時



2 消防本部雨量計にて時間雨量 20 mmまたは連続雨量 100 mmに達したときまたは達する見込みにあるとき。

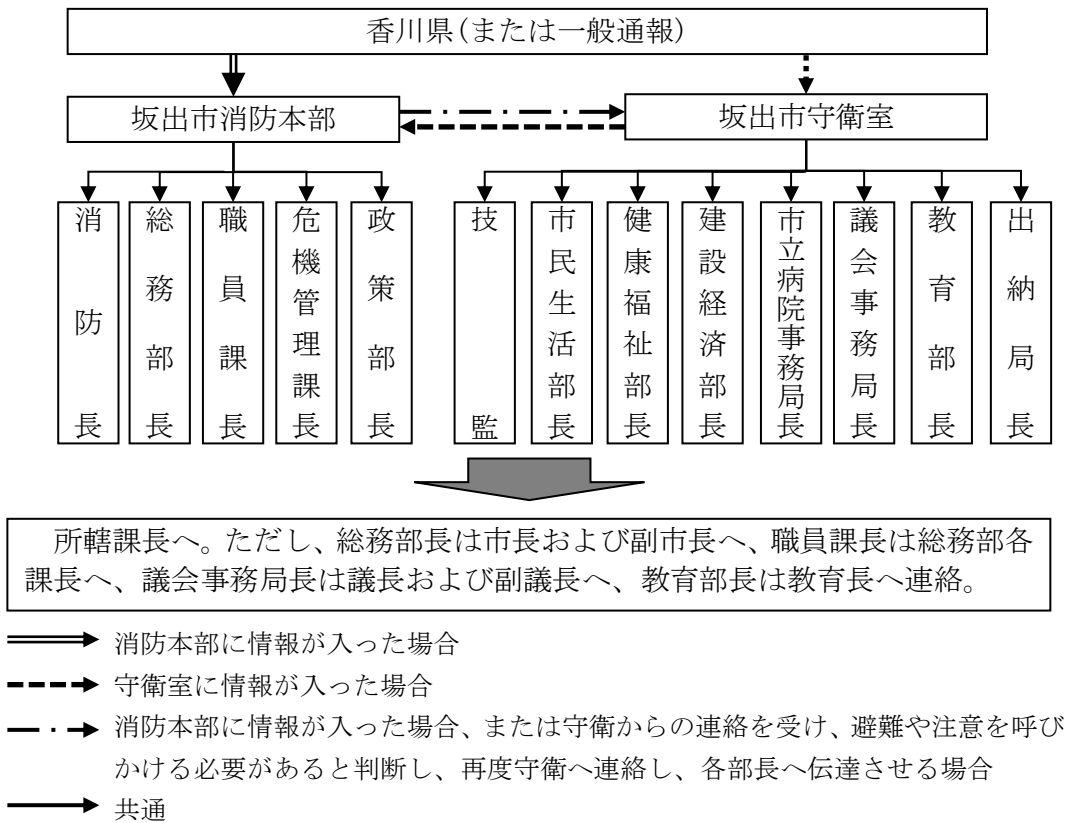


- 3 県設置の市内雨量観測所で「準備態勢」の基準となる雨量に達したときまたは達する見込みにあるとき、あるいは局地的大雨の可能性があるとき。

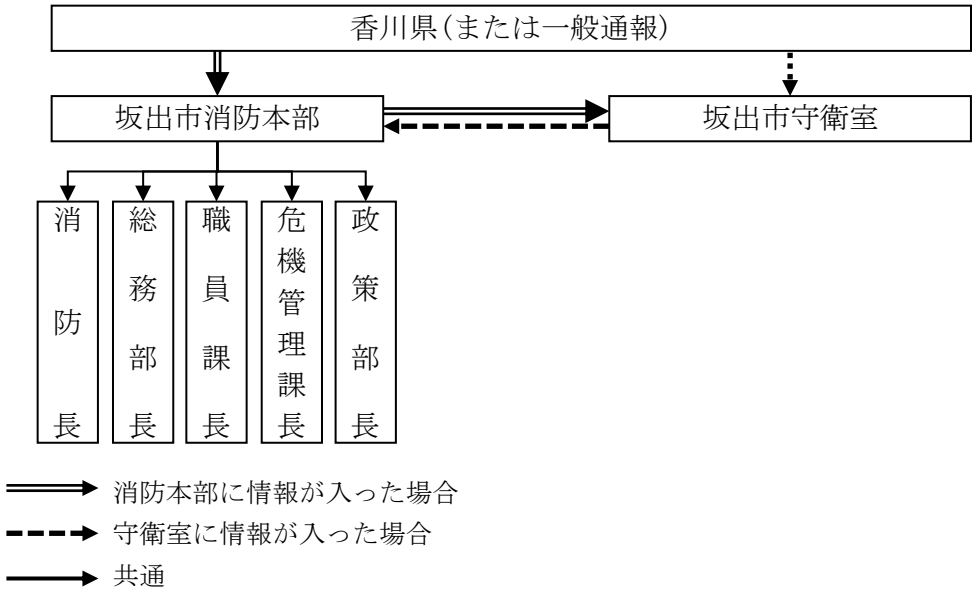


【非常時の伝達系統図】

1 事故等により、市民に避難や注意を呼びかける必要があると考えられるとき



2 事故等により、市民に避難や注意を呼びかける必要があるか判断がつきにくい場合



第2節 気象情報等伝達計画

気象の予報、特別警報、警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達の方法等について定める。

主な実施機関：市(危機管理課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、学校教育課、消防本部、関係部局)、県、高松地方気象台、四国地方整備局

1 風水害関係 (危機管理課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、学校教育課、消防本部、関係部局)

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」および「当該行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で主体的に避難行動をとることが必要である。

(2) 特別警報・警報・注意報・情報等

高松地方気象台から、大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。坂出市域に発表される特別警報・警報・注意報の種類および基準は、参考資料6-2に記載したとおりである。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

① 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。

② 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が起こるおそれのある場合、その旨を警告して行う予報。

③ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれのある場合、その旨を注意して行う予報。

④ 特別警報・警報・注意報の地域名称

特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表れるが、報道等では中讃(丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町)という地域名称が使用される場合がある。

⑤ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：災害が発生または切迫していることを示す警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：災害が発生または切迫していることを示す警戒レベル5に相当
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川およびその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：災害が発生または切迫していることを示す警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川およびその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(解析雨量および降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

⑥ 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で発表される。大雨、高潮に関して、翌日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑦ 気象情報

ア 全般気象情報・四国地方気象情報・香川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点等が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する香川県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する香川県気象情報」という表題の香川県気象情報が発表され、また、四国地方気象情報、全般気象情報も発表される。

イ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(香川県では1時間降水量90ミリ以上)が観測(地上の雨量計による観測)または解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害および低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

【例】

香川県記録的短時間大雨情報 第1号
令和×年△△月〇〇日09時17分 気象庁発表

9時10分香川県で記録的短時間大雨
小豆島町内海で102ミリ
9時香川県で記録的短時間大雨
土庄町付近で120ミリ以上
東かがわ市付近で約90ミリ

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

【例】

香川県竜巻注意情報 第1号

令和×年△△月〇〇日10時29分 気象庁発表

香川県では、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

【目撃情報あり】香川県で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。

香川県は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日11時30分まで有効です。

対象地域 高松地域、小豆、東讃、中讃、西讃

⑧ 特別警報・警報・注意報・情報等の伝達

気象庁(高松地方気象台)は、特別警報・警報・注意報等を発表した場合、気象警報等の伝達系統図に従い、県および関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知するように努める。

県は、気象庁(高松地方気象台)から送られてきた特別警報・警報・注意報等を県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉通報する。

特に、県は、気象等に関する特別警報について通知を受けたときまたは自ら知ったときは、直ちに市町へ通知する。また、県および市町は、特別警報・警報・注意報等の通知を受けたときまたは洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

市は、気象等に関する特別警報について通知を受けたときまたは自ら知ったときは、直ちに既定の手段により住民への周知措置を実施する。

自主防災組織および自治会等地域住民は、防災情報メールを登録し、気象警報等の受信に努める。

(3) 土砂災害警戒情報

① 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険をおよぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

県は、気象台と土砂災害警戒情報の発表について協議する早い段階から、該当市町に対して土砂災害の危険性が高まっている地域の情報などについて助言する。

② 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象警報等の伝達系統図に準じて高松地方気象台は県および関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関等の協力を求めて、住民等に周知されるよう努める。

また、県は、県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉同報するとともに、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信(エリアメール等)を活用し、周知する。

③ 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないこと、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する必要がある。避難等の判断は、土砂災害警戒情報のみで行うのではなく、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において危険度が高まっている領域内の土砂災害警戒区域等に絞り込んで行う必要がある。

また、市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示を発令する。

避難指示の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断する。

(4) 指定河川洪水予報

水防法第10条第2項および気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川について、気象庁長官と共同して実施する洪水予報である。

洪水予報を行う次の河川については、四国地方整備局香川河川国道事務所および高松地方気象台が、雨量、水位、水量等を示して洪水予報(洪水注意報、洪水警報)を発表し、県および関係機関に通知連絡するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知する。県は、洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に通知に係る事項を通知しなければならない。

なお、県は、洪水警報が発表された場合に、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信(エリアメール等)を活用し、周知する。

【洪水予報の実施河川・区域、基準地点等】

水系名 河川名	観測所	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
土器川水系 土器川	祓川橋(丸亀区域) 水位観測所 まんのう町羽間	2.7m	3.7m	4.3m	4.6m

受け持ち区間	氾濫が発生した場合の 浸水想定区域
右岸 丸亀市綾歌町岡田西地先(海から10.827km)から海まで 左岸 まんのう町東高篠地先(海から12.031km)から海まで	坂出市川津町 まんのう町、丸亀市 宇多津町

【土器川洪水予報】

高松地方気象台および四国地方整備局香川河川国道事務所は、土器川の国管理区間において洪水等のおそれがあるときは、土器川洪水予報実施要領に基づき水位や流域の雨量を示して洪水予報(洪水注意報、洪水警報)を発表し、土器川洪水予報の伝達系統図に従い県および関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知する。

なお、国および県は、洪水警報が発表された場合に、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信(エリアメール等)を活用し、周知する。

【洪水予報の種類と解説】

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示し、警戒レベルを併記して発表される警報および注意報である。

種 類		解 説
洪水注意報 (警戒レベル2)	氾濫注意情報 警戒レベル2 相当	- 基準地点の水位が氾濫注意水位(3.7m)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 - 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。 - ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
洪水警報 (警戒レベル3相当)	氾濫警戒情報 警戒レベル3 相当	- 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(4.6m)に到達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位(4.3m)に到達しさらに水位上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 - 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 - 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	氾濫危険情報 警戒レベル4 相当	- 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位(4.6m)以上の状況が継続しているときに発表される。これに加え、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるときにも発表される。 - いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 - 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
	氾濫発生情報 警戒レベル5 相当	- 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 - 新たに氾濫がおよぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 - 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
解 除		降雨・水位の状況から、基準地点の水位が氾濫注意水位を下回り、洪水による被害が生じるおそれのなくなったとき。

※ 洪水注意報とは、洪水予報河川の洪水により、災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報であり、洪水警報とは、洪水予報河川の溢水、氾濫等により、国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報である。

(5) 水防警報等

- ① 四国地方整備局香川河川国道事務所は、土器川の国管理区間において洪水等により水防上必要があるときは、水防警報を発表し、県に通知する。県は、警報事項等を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。
- ② 県は、水防法第16条の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した県が管理する河川について、水防上必要があるときは「水防警報」を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。県から通知を受けた水防管理者は、通知に係る事項を消防団、水門等操作管理者に通知連絡する。

- ③ 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した県が管理する河川について、氾濫危険水位等を定め、水位がこれに達した時は、その旨と水位を示して関係水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。
- 水位が氾濫危険水位に到達した場合は、関係市町は避難指示の発令を判断する。
- また、県は、河川の水位が「氾濫危険水位」以下であっても「浸透」「浸食」の危険が高まったと判断される場合には、市町等へ情報提供するとともに消防団への監視強化の要請を行う。
- ④ 四国地方整備局香川河川国道事務所および県は、洪水時における避難指示の発令に資するよう、市町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

【水防警報河川の実施河川・区域・延長・基準水位観測所等】

河川名	区 域	延長	基準水位 観 測 所	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位
綾川 (上流)	左岸 綾川町山田上字栗原2104番地2地先(田万川合流点)	から府中ダム上流端まで 9.95km 9.82km	滝宮	1.30m	1.80m
	右岸 綾川町山田上字柳谷甲2006番地先				
綾川 (下流)	左岸 府中町字小原3966番地地先(府中ダム下流端)	から海まで(河口) 8.97km 9.07km	鴨川新橋	2.75m	3.95m
	右岸 府中町字石井1265番地3地先				
大東川 (上流)	左岸 飯山町下法軍寺字島田269番地12地先(沖川合流点)	から坂出市との行政界まで 3.67km 4.39km	上車橋	1.00m	2.10m
	右岸 飯山町上法軍寺字沖977番地1地先				
大東川 (下流)	左岸 川津町字川西90番地1地先(丸亀市との行政界)	から海まで(河口) 6.65km 6.26km	津之郷橋	1.40m	2.60m
	右岸 川津町字井手ノ上802番地8地先				

【水防警報の種類・内容・発表基準】

種類	内 容	発 表 基 準
待機	水防団員の足留めを行うもの。	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき。
準備	水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
情報	増水(出水)状況、河川状況等を適宜提供する。	増水(出水)状況、河川状況等を適宜提供する。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業を必要としなくなったとき。

※ 水防警報のうち、「準備」の発表については、気象台から大雨または洪水に関する注意報または警報が発令されている場合に限る。

※ 水防警報のうち、「待機」と「準備」については、省略することがある。

- (6) 県は、水防法第13条の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川について、「避難判断水位」を定め、河川の水位がこれに達したときは、その旨を水位または流量等を示して直ちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知する。

【水位周知河川の実施河川・区域・延長・基準水位観測所等】

河川名	区 域	延長	基準水位 観 測 所	避難判断 水 位
綾川 (上流)	左岸 綾川町山田上字栗原2104番地 2地先(田万川合流点) 右岸 綾川町山田上字柳谷甲2006番地 先	から府中ダム 上流端まで 9.95km 9.82km	滝宮	2.20m
綾川 (下流)	左岸 府中町字小原3966番地地先 (府中ダム下流端) 右岸 府中町字石井1265番地3先	から 海(河口)まで 8.97km 9.07km	鴨川新橋	4.00m
大東川 (上流)	左岸 飯山町下法軍寺字島田269番地 12地先(沖川合流点) 右岸 飯山町上法軍寺字沖977番地1地 先	から坂出市と の行政界まで 3.67km 4.39km	上車橋	2.10m
大東川 (下流)	左岸 川津町字川西90番地1地先 (丸亀市との行政界) 右岸 川津町字井手ノ上802番地先	から 海(河口)まで 6.65km 6.26km	津之郷橋	3.10m

※ 「避難判断水位」とは、氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として定めた水位である。

- (7) 市は、土砂災害防止法第8条第2項に基づき、前述の(2)の土砂災害警戒情報の伝達を受けたとき等、土砂災害の危険が高まっていると判断したときは、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に対し、当該施設の円滑な警戒避難が行われるように、土砂災害に関する情報を伝達する。伝達方法：参考資料12-15(ふくし課、こども課、かいご課、その他要配慮者利用施設の所管課)
- (8) 市は、前述の(4)(5)の洪水予報等の通知を受けたときは、水防法第15条の規定により「浸水想定区域」として指定された区域内にある主に要配慮者が利用する施設に、その通知の内容を伝達する。伝達方法：参考資料12-16(けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、その他要配慮者が利用する施設の所管課)
- (9) 県は、高松地方气象台から送られてきた気象情報等を県防災情報システムで防災関係者の携帯電話端末等にメール配信する。

市および県は、気象情報等の通知を受けたときまたは洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

2 火災気象通報等(消防本部)

(1) 火災気象通報

高松地方气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を知事に通報する。知事は、速やかに市長に通報する。

高松地方气象台が香川県へ通報する火災気象通報は、次のとおり。

① 通報基準

「乾燥注意報」および「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨および降雪時には通報しないことがある。

② 対象とする区域

警報・注意報の二次細分区域(市町単位)を用いる。

③ 通報内容および時刻

毎日5時ごろに、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として香川県に通報する。この際、通報基準に該当、または該当するおそれがある場合、火災気象通報として通報し、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時に通報する。

(2) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたときまたは気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。(消防本部)

3 異常現象発見者の通報義務等(危機管理課、消防本部、他関係部局)

(1) 異常現象発見者の通報

市内にて、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市または警察もしくは坂出海上保安署等に通報しなければならない。通報を受けた警察または坂出海上保安署等は、その旨を速やかに市に通報する。ただし、発見者自身が身の危険を感じる場合は、安全な場所に避難する等身の安全を確保したうえで通報するものとする。

市(危機管理課)は、この通報を受けた後、その旨を速やかに県(危機管理課)、高松地方気象台およびその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知するものとする。

(2) 通報すべき異常現象

- ① 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② 竜巻、強いひょうがあつたとき。
- ③ 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があつたとき。
- ④ 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

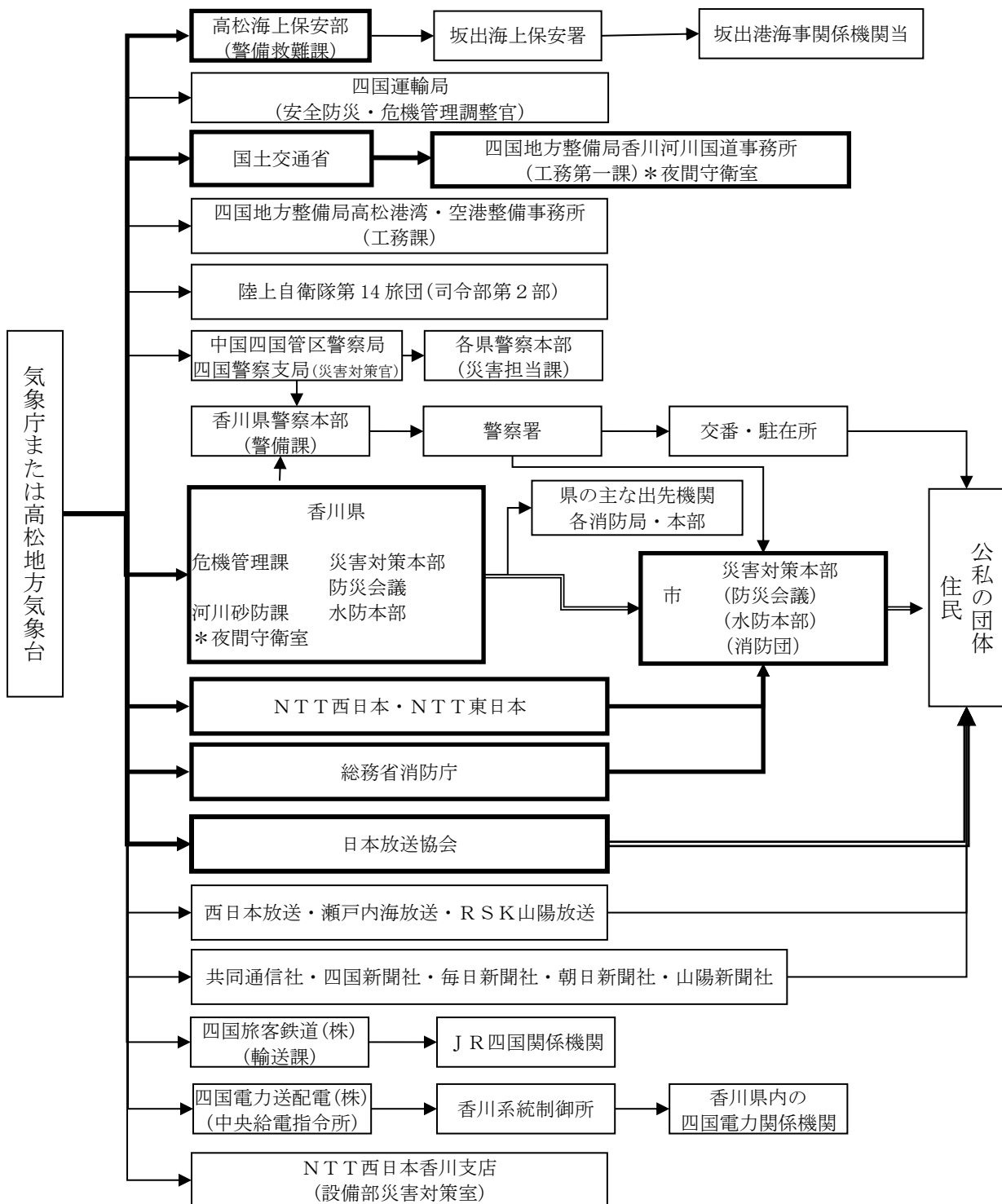
4 住民等への伝達等

市および県は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等および地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等の多様な伝達手段の活用を図るものとする。

[参考資料]

- 第4章 防災上注意すべき区域等
- 第6章 気象関係
- 第12章 避難関係
- 第15章 要配慮者関係

【気象警報等の伝達系統図】



(注) 1 太線は、気象業務法等に規定される伝達経路を示す。二重線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

2 NTT西日本・NTT東日本へは特別警報および警報の発表および解除だけを通知する。

第3節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示等を行うとともに、指定緊急避難場所および指定避難所を開設し管理運営を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、職員課、総務課、政策課、秘書広報課、市民課、人権課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、消防本部、他関係部局 ※災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う。)、消防団、県、坂出警察署、坂出海上保安署、自衛隊

1 避難指示の実施(危機管理課)

災害が発生するおそれが高い場合、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示を行う。

避難指示が発令された場合の避難行動は、居住者等は危険な場所から「立退き避難」を開始する。避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険がおよぶおそれがあると認めるときは、自宅・施設等における上階への避難(垂直避難)や高層階に留まる(待避)こと、その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下「屋内安全確保」という。)を自らの判断で行う。

また、県は、市町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。

市は、避難指示の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

なお、避難指示の解除にあたっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示(市は県に報告)
	知事			災害の発生により、市長が全部または大部分の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、市長が指示できないと認めるときまたは市長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示(市に通知)

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指示	知事、その命を受けた県の職員または水防管理者	水防法第29条	洪水、雨水出水、津波、高潮について	洪水、雨水出水、津波または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に通知)
	知事またはその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該区域を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険をおよぼす等のおそれがある災害時等において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(防衛大臣の指定する者に報告)

2 高齢者等避難(危機管理課)

- (1) 市は、災害が発生するおそれがある場合において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者のうち特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、高齢者等避難を発令する。
- (2) 居住者等は、災害が発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市が高齢者等避難を発令した場合、高齢者および避難支援者等は危険な場所から避難を開始する。この場合の避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等および高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」をするものとする。

3 緊急安全確保(危機管理課)

- (1) 市は、災害が発生し、または切迫(災害が発生直前、または未確認だがすでに発生している蓋然性が高い状況)した場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険がおよぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避などを促す安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保」という。)を発令する。
- (2) 居住者等は、市が緊急安全確保を発令した場合、発生した災害に関する情報や切迫状況を収集し、命の危険があることから直ちに安全を確保するものとする。ただし、本行動は、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らないこと、身の安全を確保できるとは限らないこと、市から本情報が必ずしも発令されるとは限らないことに留意する必要がある。

4 避難指示等の内容および周知(危機管理課、職員課、総務課、政策課、秘書広報課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、消防本部)

- (1) 市は、次の事項を明らかにして、住民等に高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保の周知を行う。また、放送局、警察、自主防災組織、自治会などの協力を得て周知徹底を図るものとする。

- ① 警戒レベル
- ② 避難を必要とする理由
- ③ 避難の対象となる地域
- ④ 避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)
- ⑤ 避難経路
- ⑥ その他必要な事項(避難に際しての注意事項、携行品など)

なお、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて周知徹底に努めるものとする。

また、危険の切迫性に応じて高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- (2) 市が高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保を発令する際は、同報系防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、県防災情報システムを利用した防災情報メールや緊急速報メールの配信(エリアメール等)、Lアラート(災害情報共有システム)への配信、コミュニティFM、ホームページ、X、LINE等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図るものとする。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。

- (3) 市は、必要に応じて避難に関する放送を県に要請し、県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請するものとする。

なお、事態が急迫している場合または県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に放送要請を行うものとする。

- (4) 災害発生により、市が事務を行うことができなくなった場合は、市に代わって県が一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信(エリアメール等)等を活用し、高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保の情報を配信するものとする。
- (5) 市は、高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保の発令中は、継続的な周知を図るものとする。
- (6) 住民は、市が高齢者等避難、避難指示または緊急安全確保を発令したときは、速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

5 浸水想定区域内の住民、地下街等および要配慮者利用施設への情報提供(危機管理課、職員課、秘書広報課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課)

市は、あらかじめ定めた浸水想定区域における避難の確保計画に基づき、浸水想定区域への洪水予報、避難指示等の周知、要配慮者利用施設等へ洪水予報、避難指示等を的確に伝達する。

市は、水防法第13条の2の規定により、洪水予報等の通知を受けた場合は、浸水想定区域内の住民に対して、参考資料12-6「避難情報等の発令の目安」に基づき、同報系防災行政無線(戸別

受信機を含む。)、広報車、県防災情報システムを利用した防災情報メールや緊急速報メールの配信(エリアメール等)、Ｌアラート(災害情報共有システム)への配信、コミュニティＦＭ、ホームページ、Ｘ、ＬＩＮＥ等を利用して周知する。

6 土砂災害警戒区域への情報提供(危機管理課、職員課、秘書広報課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課)

市は、土砂災害警戒情報や土砂災害警戒状況図、気象状況等を総合的に判断し、土砂災害に関する避難指示等を発令し、避難指示等を同報系防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、県防災情報システムを利用した防災情報メールや緊急速報メールの配信(エリアメール等)、Ｌアラート(災害情報共有システム)への配信、コミュニティＦＭ、ホームページ、Ｘ、ＬＩＮＥ等を利用して周知する。

市は、あらかじめ定めた土砂災害警戒区域における警戒避難体制に基づき、土砂災害警戒区域への土砂災害警戒情報、避難指示等の住民への周知、要配慮者利用施設等へ土砂災害警戒情報、避難指示等を的確に伝達する。

7 避難誘導(危機管理課、財務課、総務課、消防本部、他関係部局)

- (1) 市は、警察等防災関係機関、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう自治会、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等要配慮者に対する避難支援や出張者、旅行者に対する避難誘導等について、避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。

また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

なお、消防職員、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

- (2) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。
- (3) 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
- (4) 県は、避難者の保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人ならびに運送すべき場所および期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。

なお、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

8 指定緊急避難場所の開設(危機管理課、政策課、人権課、こども課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、他関係部局)

- (1) 市は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保に従い、身の安全を確保するための指定緊急避難場所を開設する。

なお、災害の原因となる異常な現象による危険がおよばないと思われる指定緊急避難場所を開設する。

- (2) 市は、指定緊急避難場所を開設したときは、速やかに住民等に開設した指定緊急避難場所名等を周知するとともに、避難者を誘導し保護する。また、開設の日時、場所および期間、収容人員等を県に報告する。
- (3) 災害の状況により、指定緊急避難場所に危険がおよぶと見込まれる場合は、指定緊急避難場所を閉鎖し、避難者を安全な場所へ避難誘導するものとする。

9 指定避難所の開設(危機管理課、政策課、こども課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、他関係部局)

- (1) 市は、災害により、現に被害を受け、または受けるおそれがあり、避難しなければならない者を収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設する。
また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。
なお、避難者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ被災動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。
- (2) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (3) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (4) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を使用する。ただし、これらの施設が使用できない場合には、旅館やホテル等の借り上げ、仮設物等の設置等による避難所の確保に努める。
なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (6) 市は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (7) 市は、指定避難所を開設したときは、速やかに住民等に開設した指定避難所名等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
また、直ちに開設の日時、場所および期間、収容人員等を県に報告する。
- (8) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

10 指定避難所等の運営(危機管理課、財務課、政策課、市民課、人権課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、他関係部局)

- (1) 市は、関係機関、自主防災組織、自治会等地域住民、防災ボランティア、避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ指定避難所の所有者または管理者および自主防災組織等と連携して作成した、

衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて運営を行う。また、市と避難者との役割分担を明確にし、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練等を通じ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する避難所運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

- (2) 市は、避難者の協力を得て負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握および指定避難所で生活せずに食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
- (3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。
- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会等地域住民等、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

なお、指定避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとする。

- (5) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、照明、換気、食事供与の状況、簡易トイレ等のより快適なトイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。

- (6) 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (7) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (8) 市および県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (9) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

- また、市は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。
- (10) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
 - (11) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。
 - (12) 市は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努める。
 - (13) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために市の職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。
 - (14) 市および各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

11 指定避難所外避難者等への配慮(危機管理課、財務課、政策課、けんこう課、ふくし課、こども課、かいご課、学校教育課、生涯学習課、文化振興課、他関係部局)

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

市は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

県は、市町が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、市町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

12 広域避難(危機管理課、財務課、ふくし課、他関係部局)

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所および指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

- (3) 県は、市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 市は、指定避難所および指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (5) 市、県および運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (6) 市、県および事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

13 広域一時滞在(危機管理課、財務課、ふくし課、他関係部局)

- (1) 市は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難または応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、香川県内の他の市町への受け入れについて、当該市町に直接協議し、香川県外の市町村への受け入れについては、県に対して当該市町村の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、市町から協議を求められた場合、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、県は市町が大規模な被災により、災害対応能力を喪失した場合等において、必要があると認めるときは、県内の他の市町との協議を被災市町に代わって行い、また、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を行うものとする。
- (3) 県は、市町から求めがあった場合には、受け入れ先の候補となる市町村や広域一時滞在について助言を行うものとする。

[参考資料]

第12章 避難関係

第15章 要配慮者関係

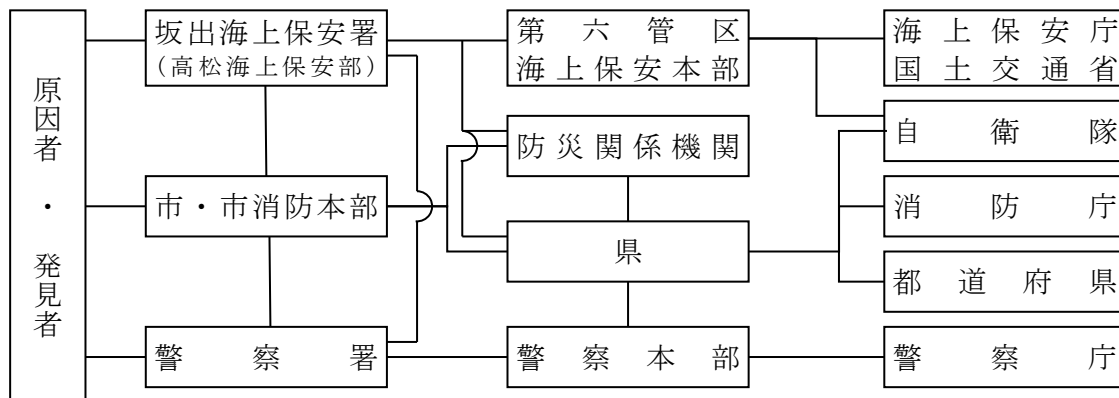
第4節 海難等災害対策計画

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、航行船舶、沿岸住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、港湾課、消防本部)、県、警察本部、四国地方整備局、坂出海上保安署

1 情報の収集および伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。



2 坂出海上保安署の応急対策

(1) 情報の収集伝達等

- ① 気象、海象等に関する特別警報、警報、その他船舶の安全に重大な影響をおよぼすおそれのある情報を知ったときは、既存の警報等の伝達経路で伝達するほか、航行警報、安全通報、巡視船艇等による巡回等により、速やかに航行中の船舶に周知する。
- ② 防災関係機関等と密接に連絡をとり、次の事項に係る情報を積極的に収集する。
 - ア 海上および沿岸部における被害状況等
 - (ア) 被災地周辺海域における船舶交通、漂流物等の状況
 - (イ) 船舶、海洋施設、港湾施設、石油コンビナート等の被害状況
 - (ウ) 水路、航路標識の異常の有無
 - (エ) 港湾等における避難者の状況
 - イ 関係機関等の対応状況
 - ウ その他応急対策の実施上必要な事項
- ③ 通信施設の保守に努め、また、施設が損傷したときは、あらゆる手段を用いて必要な資材を確保し、早急にその復旧に努める。
- ④ 多重通信装置、非常用電源、携帯無線等を搭載した巡視船艇により、通信の代行を行う。
- ⑤ 防災関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話等により行うものとし、必要に応じて職員を派遣し、または防災関係機関の職員の派遣を要請する。

(2) 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、その捜索救助を行う。

(3) 緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送または緊急物資等の緊急輸送については、必要に応じまたは要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に、機動力のある航空機および大量輸送が可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。

(4) 海上火災の防除

- ① 船舶に火災が発生した場合、または石油類等の危険物が海面に流出し火災が発生した場合等においては、ただちに現場に出動し、人命救助、消火活動、延焼防止等必要な措置を講じる。
- ② 二次的な災害を防止するため、火災船舶の安全な場所への移動、当該海域での火気の使用の制限または禁止、当該海域への船舶および人の出入りの制限または禁止等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて消防機関、関係事業所等に協力を要請する。
- ③ 火災の状況により、陸上施設等に波及するおそれがあるときは、現地の消防機関、防災関係機関等に対して、住民等に対する避難指示、自衛消防措置等を要請する。

(5) 海上交通安全の確保

- ① 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ② 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限または禁止する。
- ③ 海難船舶または漂流物、沈没物、その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対してこれらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じまたは勧告する。
- ④ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁および航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ⑤ 坂出海上保安署は、水路の水深に変化が生じたときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により、水路の安全を確保する。
- ⑥ 第六管区海上保安本部を含む航路標識の管理者は、航路標識が損壊または流失したときは、速やかに復旧に努めるとほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(6) 危険物の保安措置

- ① 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じまたは航行の制限もしくは禁止を行う。
- ② 危険物荷役中の船舶については、荷役中の事故防止のために必要な指導を行う。
- ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故防止のために必要な指導を行う。

3 市の応急対策(危機管理課、財務課、港湾課、消防本部)

- (1) 坂出海上保安署等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。
- (2) 速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、次のとおり「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書(昭和43年3月29日)」に基づき、海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。

① 消防機関が主として消火活動を担当する船舶

- ア ふ頭または岸壁にけい留された船舶および上架または入渠中の船舶
- イ 河川および湖沼における船舶

- ② 坂出海上保安署が主として消火活動を担当する船舶
上記以外の船舶

- (3) 被害のおよぶおそれのある沿岸住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要がある
と認めるときは警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては一般
住民の立入制限、退去等を命じる。

4 県の応急対策

- (1) 海難等の災害に関する情報を受理したときは、その状況の把握に努め、関係機関等に伝達
するとともに、応急対策上必要な事項について防災関係機関、関係団体等に指示または要請
を行う。
- (2) 防災ヘリコプターを活用し情報収集にあたるとともに、消防機関等と連携し救助活動等
を行う。
- (3) 洪水等により、大量の流木等が流出し、海上災害等が発生するおそれがあるときは、その
状況の把握に努め、迅速に回収、処理できるよう関係機関と連絡調整を行う。

5 警察本部の応急対策

- (1) 警察ヘリコプター等を活用して海難等の災害に関する情報を収集し、その状況の把握に努
め、関係機関等に伝達する。
- (2) 警備艇等の資機材を活用し、高松海上保安部と協力して人命救助、行方不明者の搜索等
を行う。
- (3) 交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため交通規制を行う。

6 事業者等の応急対策

- (1) 海上災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、事故原因者等関係事業者
は、ただちに坂出海上保安署に通報するとともに、現場付近の者または船舶に対して注意を
喚起する。
- (2) 消防機関、坂出海上保安署等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

第5節 海上大量流出油等災害対策計画

船舶または海洋施設等から海上に大量の油等が流出したとき、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効率的に流出油等の拡散および防除等の応急対策を行う。

主な実施機関：市（危機管理課、財務課、政策課、農林水産課、港湾課、消防本部、他関係部局）、
県、坂出警察署、坂出海上保安署、一般財団法人海上災害防止センター、四国
地方整備局、事業者（原因者、船舶所有者等防除措置義務者）

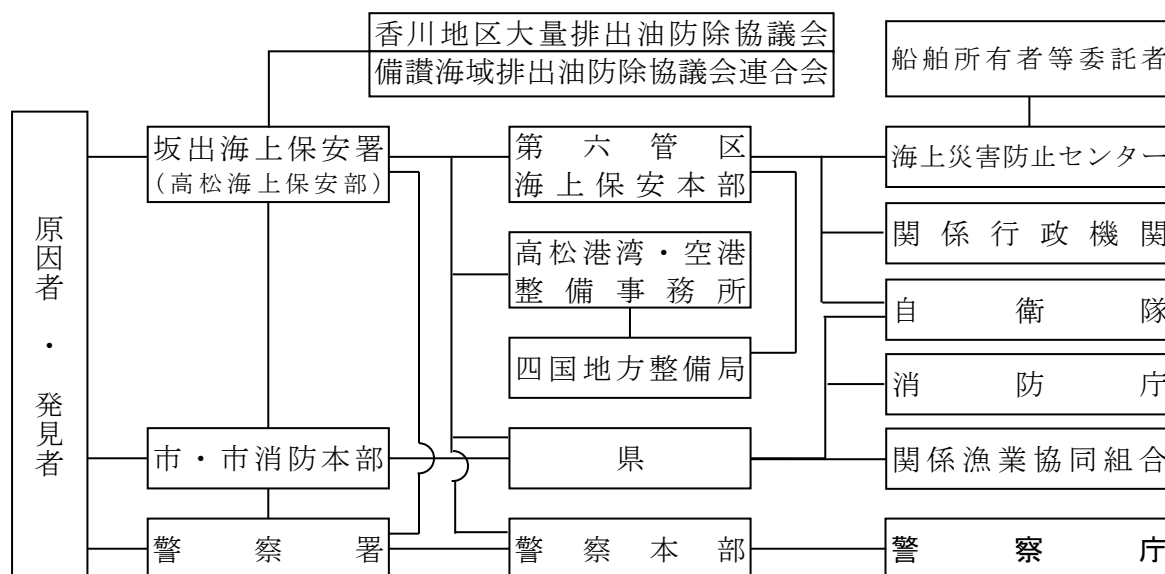
1 情報の収集および伝達

海上において、大量の油等の流出事故が発生し、または発生のおそれがある場合の通報、連絡体制等は、原則として次のとおりとする。

(1) 通報事項

- ① 事故発生または発見の日時、場所
- ② 事故の概要
- ③ 流出油等の状況（種類、量、範囲等）
- ④ 現場の気象および海象
- ⑤ その他必要事項

(2) 通報連絡系統



2 坂出海上保安署の応急対策

(1) 情報の収集および連絡・通報

巡視船艇および航空機を活用し、油等の流出状況、被害状況等の情報収集を積極的に行い、関係機関への情報の連絡、通報を行う。

(2) 流出油等の拡散、性状等の調査、評価および関係機関への情報提供

巡視船艇等により流出油等の拡散状況、性状、気象、海象等を調査し、その結果に基づき分析・評価を行い、流出油等の量、拡散方向および拡散速度等の情報を関係機関に提供する。

(3) 防除措置義務者等への指導

災害発生船舶の所有者、関係者等の防除措置義務者等に対し、防除措置等の指導および必要な場合の命令を実施する。

(4) 流出油等の防除作業

① 拡散防止措置

巡視船艇を出動させ、関係機関と連携し、オイルフェンスの展張等により流出油等の拡散防止措置を行う。

② 回収措置

巡視船艇を出動させ、関係機関と連携し、油回収船、油吸着材等により流出油等の回収を行う。

③ 化学的处理

巡視船艇を出動させ、関係機関と連携し、海域利用者合意のもと油処理剤等により流出油等の化学的处理を行う。

(5) 防災関係機関への協力要請等

① 管区本部を通じ、自衛隊に対し、災害派遣等を要請する。

② 関係行政機関に対し、防除措置を要請する。

③ 香川地区大量排出油等防除協議会等の会員に対し、情報を通知する。防除協議会等においては、総合調整本部を設置し、排出油防除活動を実施するために、必要な活動の調整を行う。

(6) 海上交通安全の確保および危険防止措置

船舶交通の安全確保のため、周辺海域における船舶の航行の制限または禁止、現場海域での火気使用制限、船舶の退去、侵入中止命令等の措置を講じ、航行警報等により船舶への周知を図る。

(7) 一般財団法人海上災害防止センターへの指示

必要に応じて、海上保安庁長官を通じて一般財団法人海上災害防止センターに対して防除措置を指示する。

(8) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

3 高松港湾・空港整備事務所の応急対策

(1) 情報の収集および連絡・通報

坂出海上保安署等関係機関との連絡を密接にし、情報の収集・伝達を行う。

(2) 流出油等の防除作業

油回収船等を活用し、流出油等の防除、回収を行う。

(3) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

4 市の応急対策(危機管理課、財務課、農林水産課、港湾課、消防本部、他関係部局)

(1) 情報の収集および連絡・通報

関係者、関係機関から情報を収集するとともに、坂出海上保安署、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。

(2) 流出油等の防除作業

必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。
また、関係機関の要請等に応じて流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

(3) 警戒区域の設定および立入禁止等の措置

災害の危険がおよぶおそれのある沿岸住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては一般住民の立入制限、退去等を命じる。また、この周知のため広報活動を行う。

- (4) その他の応急対策
必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

5 県の応急対策

- (1) 情報の収集および連絡・通報
沿岸部への流出油漂着状況等の情報を的確に把握し、関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。情報収集にあたっては、防災ヘリコプター等を積極的に活用するものとする。
- (2) 流出油等の防除作業
必要に応じて流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。また、関係機関の要請等に応じて流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。
- (3) 関係団体等に対する要請
必要に応じて自衛隊に対する災害派遣要請を行う。
- (4) その他の応急対策
必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

6 警察本部の応急対策

- (1) 情報の収集および連絡・通報
警察ヘリコプター等を活用して情報を収集し、その状況の把握に努め、関係機関に連絡・通報する。
- (2) 交通規制・避難誘導等
交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、沿岸の警戒を行い、必要に応じて避難誘導活動を行う。
- (3) その他の応急対策
必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

7 一般財団法人海上災害防止センターの応急対策等

- (1) 大量の原油等の油が海上に流出し、緊急に防除を行う必要がある場合に、防除を行うべき原因者がその措置を講じていないとき、海上保安庁長官の指示に基づき防除を行う。
- (2) 事故を起こした船舶所有者等の委託に基づき、海上に流れ出た燃料油や積み荷の原油等の油または各種の有害液体物質の防除、船舶火災の消火および延焼の防止等の海上防災のための措置を行う。
- (3) 油回収船、オイルフェンス、その他の防除資機材を保有し、これを船舶所有者等の利用に供する。
- (4) 海上防災訓練に関する業務および海上防災に関する調査研究を行う。

8 事業者の応急対策等

- (1) 油等の流出が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、事業者は、ただちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者または船舶に対して注意を喚起する。
- (2) 付近の住民に危険がおよぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。
- (3) 現場の状況に応じて、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収など流出油等の防除作業を行う。
- (4) 必要に応じて、一般財団法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

[参考資料]

第11章 特殊災害関係

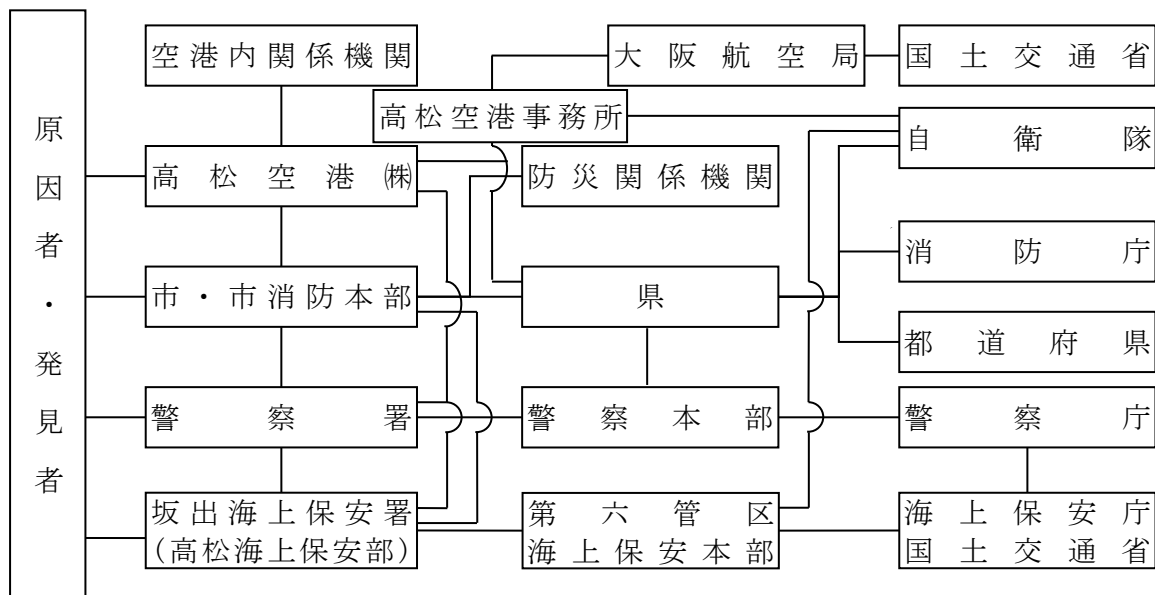
第6節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、政策課、市民課、けんこう課、消防本部、市立病院)、
県、坂出警察署、坂出海上保安署、高松空港事務所、高松空港㈱

1 情報の収集および伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 高松空港事務所および高松空港㈱の応急対策

高松空港および隣接区域において、航空機事故が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、「高松空港緊急時対応計画」に基づき、関係機関等と協力して、次の措置を講じる。

- (1) 防災関係機関に通報するとともに、被害の拡大防止または軽減を図るため必要な措置を講じる。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき、または救助を要するときは、地元消防機関等の協力を得て、高松空港消火救難隊により消火救難活動を行う。
- (3) 状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を講じる。
- (4) 多数の死傷者が発生したときは、「高松空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、香川県医師会に医療救護班員の派遣を要請する。また、空港内において、救護所、負傷者の収容所および遺体収容所を確保する。
- (5) 災害の規模や被害状況から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

3 市の応急対策(危機管理課、財務課、政策課、市民課、けんこう課、消防本部、市立病院)

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき、または発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県および関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき、または救助を要するときは、「高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を行う。

- (3) 負傷者が発生したときは、市内医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
また、必要に応じて救護所、被災者の収容所等の設置または手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源、その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料および飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、市で対処できないときは、県または他の市町に応援を要請する。
また、必要に応じて県に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

4 県の応急対策

- (1) 航空機事故が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 市または消防機関からの要請に応じて、ドクターヘリまたは防災ヘリコプターを出動させ救急搬送を行う。

5 坂出警察署の応急対策

- (1) 墜落現場が不明または航空機が行方不明になるなど航空機災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたりとともに、警察ヘリコプター等を活用して、捜索活動を行う。
- (2) 航空機事故の発生を知ったとき、または発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (3) 事故発生地およびその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (4) 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救助・救急活動を行うとともに、死者等が発生したときは、遺体の収容、捜索、処置活動等を行う。
- (5) 必要に応じて、事故発生地およびその周辺の交通規制を行う。

6 坂出海上保安署の応急対策

- (1) 墜落現場が不明または航空機が行方不明になるなど航空機災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたりとともに、巡視船艇、航空機等を活用して海上における捜索活動を行う。
- (2) 航空機事故の発生を知ったとき、または発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (3) 海上における災害に係る救助・救急活動を行うとともに、必要に応じ、市等の活動を支援する。
- (4) 緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、または禁止する。

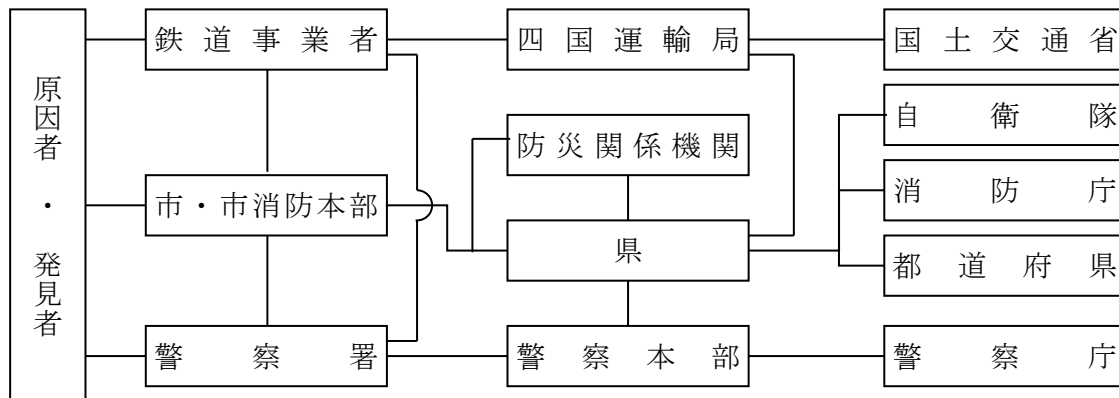
第7節 鉄道災害対策計画

列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、政策課、市民課、けんこう課、市立病院、消防本部)、
県、坂出警察署、四国旅客鉄道(株)

1 情報の収集および伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 鉄道事業者の応急対策

- (1) 大規模な鉄道事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国運輸局、市、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な鉄道事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3) 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関など応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (4) 事故災害が発生したときは、他の路線へ振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報(鉄道の運行状況、代替交通手段等)、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 市の応急対策(危機管理課、財務課、政策課、市民課、けんこう課、市立病院、消防本部)

- (1) 鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県および関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき、または救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、市内医療機関等で医療救護班を組織して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
また、必要に応じて救護所、被災者の収容所等の設置または手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて被災者等に食料および飲料水等を提供する。

- (5) 災害の規模が大きく、市で対処できないときは、県または他の市町に応援を要請する。
また、必要に応じて県に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

4 県の応急対策

- (1) 鉄道災害が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等を利用して、情報収集を行う。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

5 坂出警察署の応急対策

- (1) 鉄道事故の発生を知ったときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (2) 事故発生地およびその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (3) 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救助・救急活動を行うとともに、死者等が発生したときは、遺体の収容、捜索、処置活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、事故発生地およびその周辺の交通規制を行う。

[参考資料]

第19章 協定・覚書等

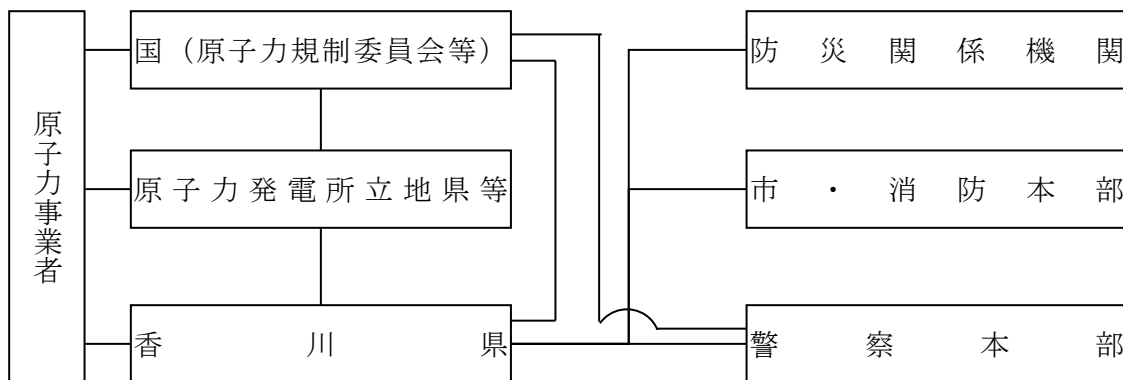
第8節 原子力災害対策計画

原子力発電所の事故等によって放射性物質または放射線が大量に放出され、被害が発生し、または発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集および連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動の実施等の応急対策を行う。

主な実施機関：市(全部局)、県、坂出警察署、香川県広域水道企業団、原子力事業者（四国電力㈱、中国電力㈱）、防災関係機関

1 情報の収集および連絡

被害情報等の収集および連絡系統は、次のとおりとする。



2 原子力事業者の応急対策

(1) 原子力災害の発生および拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質または放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合は、原子力災害の発生およびその拡大を防止する。

(2) 速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第10条に規定する特定事象(原子炉冷却材の漏えい等)等(以下「特定事象等」という。)を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。

(3) 継続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時かつ適切に提供する。

3 市の応急対策(危機管理課、職員課、秘書広報課、生活環境課、けんこう課、ふくし課、かいご課、他関係部局)

(1) 広報相談活動の実施

① 情報の伝達

県、警察本部等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置およびその他必要事項についての正確な情報を、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

② 相談活動の実施

県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(2) 緊急時の保健医療活動の実施

県、保健医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問合せに対応するため、必要に応じ、健康相談窓口を設置する。

(3) 避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、もしくは、国または県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。

なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(4) 県外からの避難者の受入れと支援の実施

県または他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(5) 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染および廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じて、国、県等に対して支援を要請する。

4 県の応急対策

(1) 情報の収集および連絡

特定事象等が発生した場合は、国、原子力事業者等から、特定事象等の正確な情報の収集に努めるとともに、知り得た情報を、防災行政無線等により、市町、警察本部、報道機関等に対して、確実かつ速やかに連絡する。

(2) 広報・相談活動の実施

① 広報活動の実施

市町、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置およびその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、防災行政無線その他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

② 相談活動の実施

市町と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(3) 緊急時の環境放射線モニタリングの実施

① 環境放射線モニタリング体制の強化

環境放射線モニタリングの箇所数および対象の追加など、体制の強化を図り、平時の環境放射線モニタリングの結果と比較し、環境中の放射性物質または放射線による影響を把握する。

② 環境放射線モニタリング結果の公表

体制の強化によって得た環境放射線モニタリングの結果の情報については、逐次、国、市町、報道機関等に連絡するとともに、ホームページ等の活用により、住民等に速やかに提供する。

(4) 農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施

① 検査体制の強化

市町、水道事業者、農林水産業関係者等と連携し、農作物・飲食物・水道水等を対象とする放射性物質または放射線の検査を実施し、必要に応じ、検査対象品目の追加など、検査体制を強化する。検査結果の情報は、住民、市町、報道機関等に速やかに提供する。

② 出荷・摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、または超えるおそれがある場合は、国の指導・助言・指示等に基づき、農作物等の採取・出荷制限、飲食物および水道水の摂取制限等を行うとともに、その情報について、住民、市町、報道機関等に速やかに提供する。

(5) 緊急時の保健医療活動の実施

市町、保健医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問合せに対応するため、健康相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、国等の協力を得て、原子力災害医療等の緊急医療活動を実施する。

(6) 避難等の支援の実施

市町が独自の判断により、屋内避難または避難のための立退きの指示(具体的な避難経路、避難先を含む。)等を実施する場合、警察本部等と連携し、関係市町の実施する住民等の避難等の支援を行う。また、国から避難等に関する指示等を受けた場合、もしくは県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、必要と認める場合は、関係市町に対し、避難等に関する指示を行うとともに支援を行う。

(7) 県外からの避難者の支援等の実施

他県から避難者の受入れの要請があれば、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供について市町に要請等を行うとともに、市町と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(8) 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染および廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、市町、原子力事業者等と連携し、除染や廃棄物処理に必要な対応を行う。また、必要に応じて、国等に対して支援を要請する。

(9) 風評被害対策の実施

国、市町、農林水産業関係者、観光業関係者等と連携し、原子力災害による風評被害を未然に防止し、または影響を軽減するため、県産の農作物や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進や観光客の減少を防止するための広報活動を実施するなど、必要な対策を行う。

5 警察本部の応急対策

(1) 情報の伝達

県、市町等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置およびその他必要事項についての正確な情報を、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

(2) 避難等の支援の実施

住民等の避難等が行われることとなった場合は、県等と連携し、関係市町の実施する住民等の避難等の支援を行う。

(3) 緊急輸送活動の実施

国から派遣される専門家および応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して必要な配慮を行う。

6 水道事業者の応急対策

水道水の安全性の確保

(1) 検査の実施

県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

(2) 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、または超えるおそれがある場合には、国および県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行う。

第9節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、または大規模化が予測されるとき、延焼拡大防止および地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関：市(消防本部、危機管理課、けんこう課、市立病院、他関係部局)、県、坂出警察署、自衛隊

1 市の応急対策(消防本部、危機管理課、けんこう課、市立病院、他関係部局)

- (1) 大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県および関係機関に通報する。
- (2) ただちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、市で対処できないときは、近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 負傷者が発生したときは、市内医療機関等で医療救護班を組織して、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて救護所、被災者の収容所等の設置または手配を行う。
- (6) 必要に応じて火災現場およびその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

2 県の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、市等から情報収集するとともに、防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し関係機関等に連絡する。
- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 市からの要請に応じて、自衛隊に対して災害派遣要請を行うとともに、必要に応じて、消防庁に対して緊急消防援助隊の派遣等の要請を行う。

3 坂出警察署の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を行う。
- (3) 死傷者が発生したときは、関係機関と連携し、救助・救急活動を行うとともに、遺体等の収容、捜索、処置活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場およびその周辺の交通規制を行う。

第 10 節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止および地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

主な実施機関：市(消防本部、危機管理課、農林水産課)、県、坂出警察署、自衛隊

1 市の応急対策(消防本部、危機管理課、農林水産課)

- (1) 林野火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県および関係機関に通報する。
- (2) ただちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消火活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、市で対処できないときは、近隣市町に応援を要請する。
- (4) 火災現場の偵察または空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡を取り水利の確保を行う。
- (5) 消火活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保および化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 必要に応じて、火災現場およびその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

2 県の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、市等から情報収集するとともに、防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し関係機関等に連絡する。
- (2) 市からの要請に応じて、防災ヘリコプターを出動させ空中消火等を行うとともに、自衛隊に対して、災害派遣要請を行う。
- (3) 必要に応じて、消防庁に対して、他の都道府県のヘリコプターによる広域航空消防応援、緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

3 坂出警察署の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関に連絡する。
- (2) 必要に応じて、火災現場およびその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。
- (3) 死傷者が発生したときは、関係機関と連携し、救出・救助活動を行うとともに、遺体等の収容、搜索、処置活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場およびその周辺の交通規制を行う。

[参考資料]

第 7 章 消防・水防関係

第 1 1 節 局地的大雨対応計画

短時間に記録的な降雨をもたらす可能性のある局地的大雨に対し、迅速な対応を行い、被害を最小限にできる体制を構築する。

主な実施機関：市(危機管理課、財務課、職員課、秘書広報課、税務課、生活課、けんこう課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、消防本部、他関係部局)

1 迅速な準備態勢の構築(危機管理課、建設課、都市整備課)

局地的大雨は、1 時間程度の短時間のうちに局地的に記録的な降雨をもたらす可能性があるため、雨が降り始めてからの対応では間に合わない可能性がある。

そのため、市は、局地的大雨による被害が予想された場合は、水防本部設置前の準備態勢において対応を行う必要があることから、次の要領にて気象情報等を収集し、早期に準備態勢を構築する。

- (1) 本市に雷、大雨および洪水注意報が発表された場合は、インターネット等により気象レーダーにて現在の降雨状況を確認する。
- (2) 気象レーダーにて時間雨量50mm以上の強い雨雲の存在が確認された場合は、今後の雨雲の推移予想を確認する。
- (3) 気象レーダーにて時間雨量50mm以上の強い雨雲が勢力を保ったまま市に接近する予想の場合は、県ホームページのかがわ防災Webポータルまたは香川県砂防情報システムにて県内他市町に設置された雨量観測所における降雨量を監視する。
- (4) 県内他市町において、10分雨量15mm以上が確認された場合で、気象レーダーによる時間雨量50mm以上の強い雨雲が勢力を保ったまま市に接近または市を通過する予想の場合は、即座に臨時部長会を開催し準備態勢を整える。

2 降雨開始前の対応(危機管理課、財務課、職員課、秘書広報課、農林水産課、建設課、港湾課、都市整備課、消防本部、他関係部局)

局地的大雨は落雷を伴う可能性があり、また強い降雨や突風により車の運転等に支障をきたす場合もあるため、市は、雨が降り始めるまでの短時間に可能な限りの対応を行う。

(1) 住民への周知

① 周知の内容

市は、次の方法により住民への注意喚起のため、短時間に局地的な大雨および河川の急激な増水のおそれのあることを住民に周知し、次の事項を呼びかける。

ア 大雨や突風に警戒し、屋外に出ないこと。

イ 雨が降り始める前に、雨水桝のつまりのチェックをすること。

ウ 河川に近づかないこと。

＜注意事項＞

活発な積乱雲の通過による局地的大雨は突風を伴うことが多く、高松地方気象台は、平成20年9月21日の大雨の際に多度津町および丸亀市において、竜巻とガストフロントがほぼ同時に発生し被害があったとみている。

「竜巻注意情報」が発表されている場合は、住民への呼びかけに次の事項を加える。

※ 近くで黒い雲(発達した積乱雲)が地面向かって垂れ下がってきた場合、または竜巻が迫ってきた場合は、シャッター、窓、カーテン等を閉め、1 階の窓のない部屋へ

移動すること。

② 周知の方法

ア 広報車による周知

広報車を使用し、強い雨雲が到達すると予想される地域の住民に周知する。特に、過去の局地的大雨により床下浸水等の被害のあった地域(久米町二丁目、瀬居町西浦、林田町浜中、林田町港等)を中心に、周知に努める。

なお、途中で風雨が激しくなった場合は、安全のため、広報車による周知を中止し、安全な場所に停車したうえで風雨の勢いが弱まるのを待つ。

イ 各地域放送設備による周知依頼

強い雨の範囲が島しょ部等に達する可能性がある場合は、ただちに各地域の放送設備の管理者に連絡し、住民に周知するよう依頼する。

ウ 同報系防災行政無線による周知

気象レーダーにより時間雨量80mm以上の強い雨雲が勢力を保ったまま市に接近または市を通過する予想の場合で、他市町の雨量観測所において10分雨量20mm以上が確認された場合は、同報系防災行政無線を利用し住民に周知する。

(2) 資機材の準備

道路冠水により交通規制が必要になる可能性があるため、バリケード、ヘルメット、誘導灯(夜間)、反射材付ベスト(夜間)等を準備し、深い道路冠水が予想される箇所またはアンダーパス等の付近にて待機する。

(3) 排水ポンプ等の点検

排水ポンプが正常に機能するかどうかのチェックを行う。特に、アンダーパス等浸水深が深く重大な事故等が予想される危険な箇所については、排水ポンプのつまりの原因となるものを取り除く。

また、降雨中の水門の迅速かつ適切な操作のため、主要な水門の付近にて待機する。

3 降雨中の対応(財務課、税務課、建設課、消防本部)

強い風雨の最中は車の運転が困難であり、また、落雷の危険性もあるため、市は風雨が弱まるまで外部での対応は控える。

ただし、緊急に屋外での作業を要する場合は何もない平原や高い木の側での作業は避け、可能な限り建物の中や建物の近くで作業を行い、作業が終了次第車の中で風雨が弱まるのを待つ等、十分に注意を行う。

なお、近くで竜巻発生の前兆を覚知した場合は車から離れ、近くの頑丈な建築物の中へ避難する。また、交通規制を行う場合は坂出警察署と連携をとり、市だけで十分な規制を行えない場合は協力を依頼する。

4 降雨後の対応(危機管理課、総務課、出張所、税務課、生活環境課、けんこう課、他関係各課)

局地的大雨は、30分から1時間程度で雨が降り止むことが多いため、浸水等の被害情報も降雨後に伝達されることが多い。また、一時的に浸水しても降雨後すぐに排水されるため、浸水被害に気づかない可能性もある。そのため、市は、次の対応を数日間に渡り行う。

(1) 被害情報の収集

住民からの電話等の情報により、被害情報を収集する。

なお、浸水等の被害多数の場合は、水防本部または災害対策本部を設置し、被害の連絡があった箇所を中心に被害調査を行う。

(2) 消毒の実施

浄化槽またはくみ取り式の便槽のオーバーフローが発生した場合は、防疫のため消毒を実施する。消毒は住民から要望のあった箇所を戸別に実施するが、浸水箇所が広い場合は、自治会等の要望に基づいて浸水区域全体を消毒する。

(3) くみ取りの実施

浸水によりくみ取り式の便槽が一杯になった場合は、住民からの要望によりくみ取りを実施する。

5 他市町で局地的大雨があった場合（職員課）

綾川および大東川の上流にあたる他市町に局地的大雨があった場合は、市に降雨がない場合でも河川の急な増水の可能性があるため、市長の判断により広報車にて流域の住民に河川に近づかないよう呼びかける。

坂出市地域防災計画(風水害等対策編)
令和7年2月修正

発 行：坂出市防災会議

事務局：坂出市総務部危機管理課

所在地 762-8601 坂出市室町二丁目3番5号

電 話 0877-44-5023

FAX 0877-44-5032

メール kikikanri@city.sakaide.lg.jp